

第3次 串間市 男女共同参画基本計画

令和7年3月

宮崎県 串間市

目 次

第一章 計画の策定にあたって

I 計画策定の趣旨	2
II 計画の位置付け	3
III 計画の期間	3
IV 行政、企業や団体、市民の役割	3

第二章 計画策定の背景

I 男女共同参画をめぐる社会の状況	6
II 女性の活躍に関する状況	16
III 男女共同参画に関する市民意識	23
IV 男女共同参画をめぐる最近の動き	29

第三章 計画の基本的考え方

I 計画の基本理念	34
II 計画が目指す男女共同参画社会の姿	34
III 重点を置く視点と指標	35
IV 施策の柱	36
V 計画の体系	38

第四章 計画の内容

I あらゆる分野における参画拡大	40
施策分野1 社会における政策・方針決定過程への女性の参画拡大	40
施策分野2 就業環境の整備	44
施策分野3 働き方の見直しと仕事と生活の調和	47
施策分野4 様々な分野における男女共同参画の推進	50
II 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	52
施策分野5 男女共同参画の推進に向けた意識改革	52
施策分野6 教育・学習を通じた男女共同参画の推進	55
III 一人ひとりの人権が尊重される安全・安心な暮らしの実現	57
施策分野7 生涯を通じた健康支援	57
施策分野8 防災分野における男女共同参画の推進	60
IV あらゆる暴力のない安全・安心な社会の形成	61
施策分野9 女性に対するあらゆる暴力の根絶	61
施策分野10 困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備	64

第五章 推進体制

市における推進体制	68
-----------------	----

参考資料

男女共同参画社会基本法	70
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	77
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	90
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	115
性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の 理解の増進に関する法律	128
串間市男女共同参画推進条例	131
用語解説	136

第一章

計画の策定にあたって

I 計画策定の趣旨

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化の進展や社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、社会全体で取り組むべき最重要課題です。

国においては、平成 11 年6月に「男女共同参画社会基本法」が施行、平成 12 年 12 月に基本法に基づく国の計画として初めての男女共同参画基本計画が策定され、改定を重ねながら、様々な取組が進められてきました。

本市においても、この法律等の趣旨を踏まえ、平成 18 年3月に「串間市男女共同参画推進条例」を制定し、平成 27 年3月には「第2次串間市男女共同参画基本計画」及び「串間市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する基本計画」を策定するとともに、男女共同参画社会の実現に向けた様々な施策を総合的に推進してきました。

しかしながら、令和6年に公表されたジェンダーギャップ指数において、日本は過去最低の順位となる 146 カ国中 118 位であり、また本市の現状を見ると、政策・方針決定過程への女性の参画は十分とは言えず、依然として性別による固定的役割分担意識が根強く残っている状況にあります。

加えて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、特に女性に厳しさを増している雇用環境や家庭と仕事の両立の問題など男女共同参画に関する課題が浮き彫りとなり、改めて男女共同参画社会の実現が強く求められています。

「第3次串間市男女共同参画基本計画」は、このような状況やこれまでの取組の成果を踏まえ、本市の男女共同参画社会の実現に向けた取組を総合的かつ計画的に推進するため、現行の計画の改訂するものです。



令和 7 年 3 月

串間市長 **島田俊光**

Ⅱ 計画の位置付け

本計画では、男女共同参画社会基本法第 14 条第3項及び串間市男女共同参画推進条例第9条に基づき、本市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、市が実施する施策の基本的な方向性を示しています。

また、本計画は第六次串間市長期総合計画及び関連計画等と連携を図りながら、市の各分野の施策を男女共同参画の視点で横断的に捉えています。

なお、本計画は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」）」第6条第2項に基づく市町村推進計画、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条第3項に基づく市町村基本計画、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV 防止法」）」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画として位置づけます。また、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT 理解増進法）」の趣旨を反映させたものとします。本計画の実現に向け、男女共同参画実施計画を策定し、取り組んでいきます。

Ⅲ 計画の期間

この計画の期間は、令和7年から令和11年度までの5年間とします。

Ⅳ 行政、企業や団体、市民の役割

(1) 行政の役割

市は、各課等が連携・協力して、この計画に基づいた男女共同参画施策を総合的に推進します。

国や県の計画を勘案して地域の実情や特性に応じた串間市男女共同参画計画を策定・改定し、その計画に基づいて施策を推進していく必要があります。

(2) 企業や団体に期待される役割

企業や団体においては、女性を始め多様な人材の能力を十分生かせるよう、働き方を柔軟に工夫したり、働きやすい環境を整えるなど、より良い雇用・就業環境づくりに努めることや、出産・育児・介護で離職することなく、働き続けることができる職場環境づくりを推進することなど、働く場における男女共同参画推進に取り組むことが求められています。

(3) 市民に期待される役割

市民一人ひとりが、男女共同参画社会の意義を理解し、職場、学校、地域、家庭等のあらゆる場面において男女共同参画の推進に取り組むことが求められています。

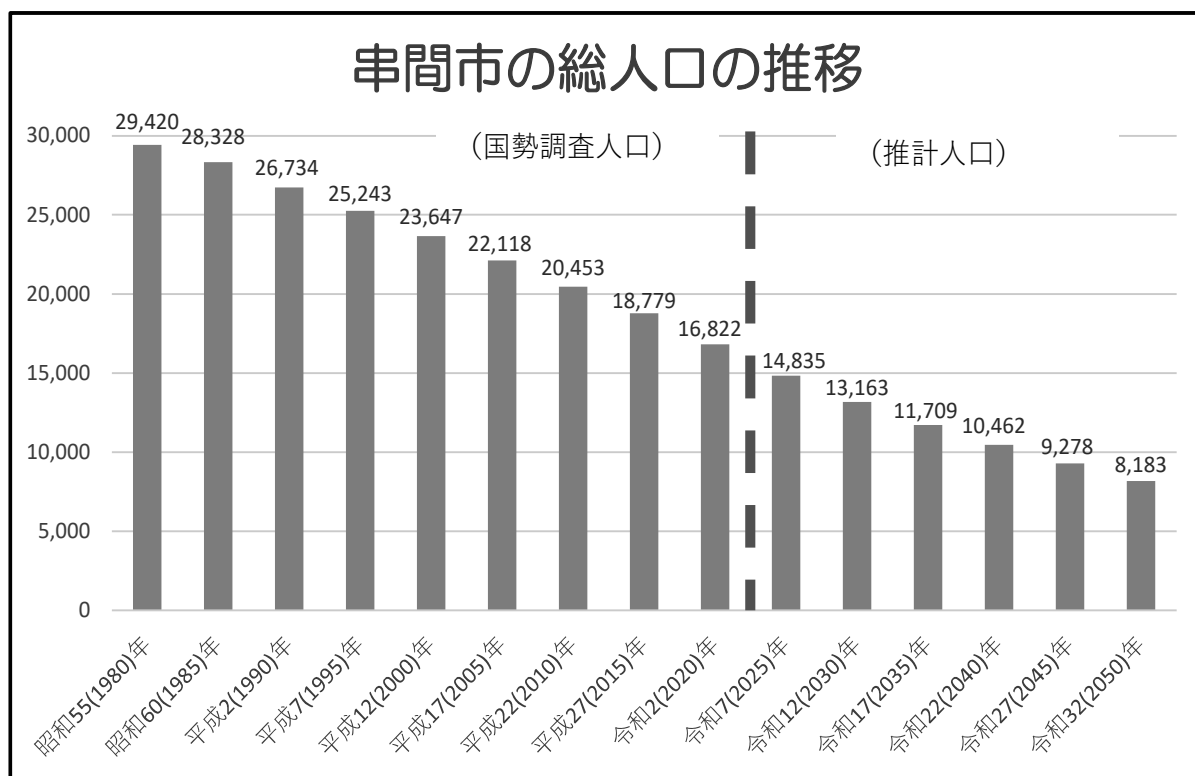
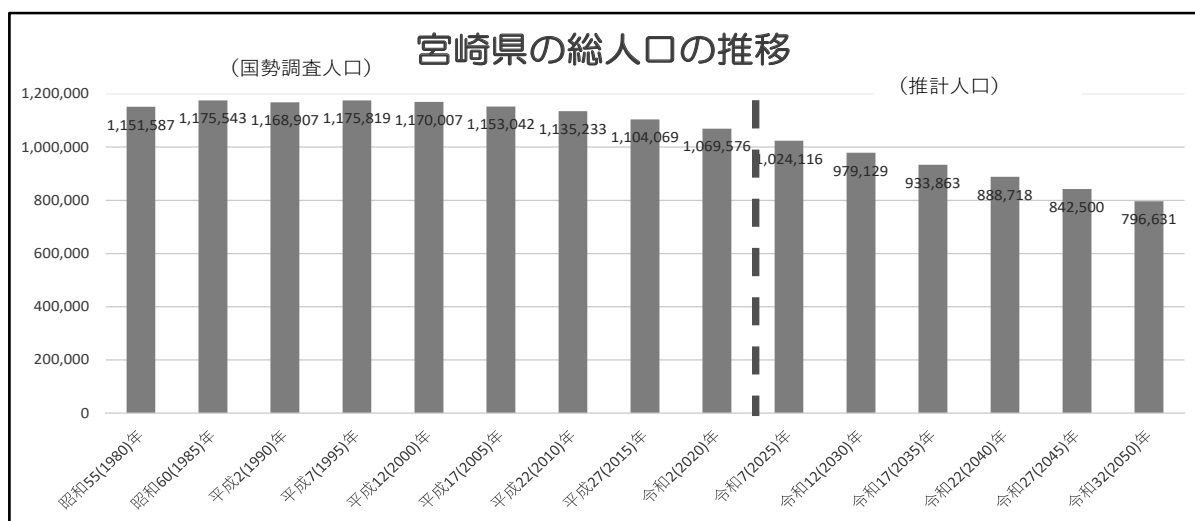
第二章

計画策定の背景

I 男女共同参画をめぐる社会の状況

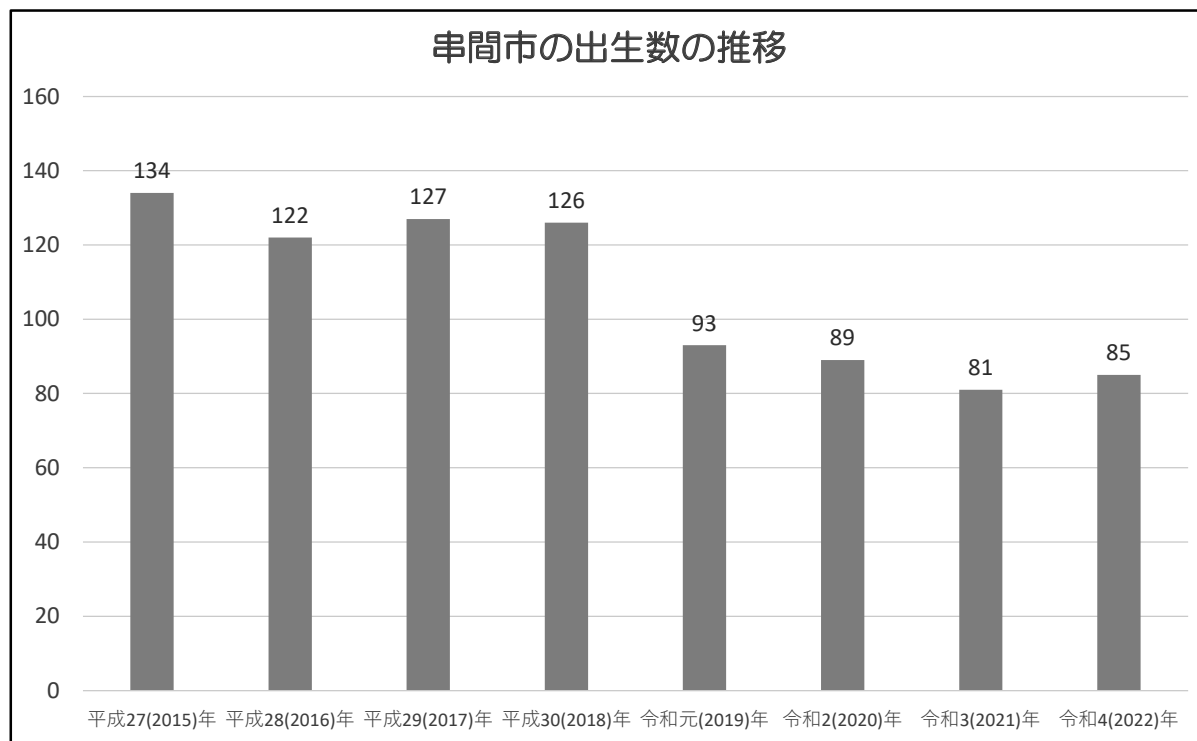
(1) 人口減少、少子高齢化

- 本市の人口は、一貫して減少傾向で推移しており、国勢調査による令和2(2020)年現在の総人口は16,822人であり、昭和55(1980)年の人口と比べると、12,598人(42.8%)減少している。なお、宮崎県全体の人口は昭和55(1980)年の人口と比べると、82,011人(7.1%)減少している。

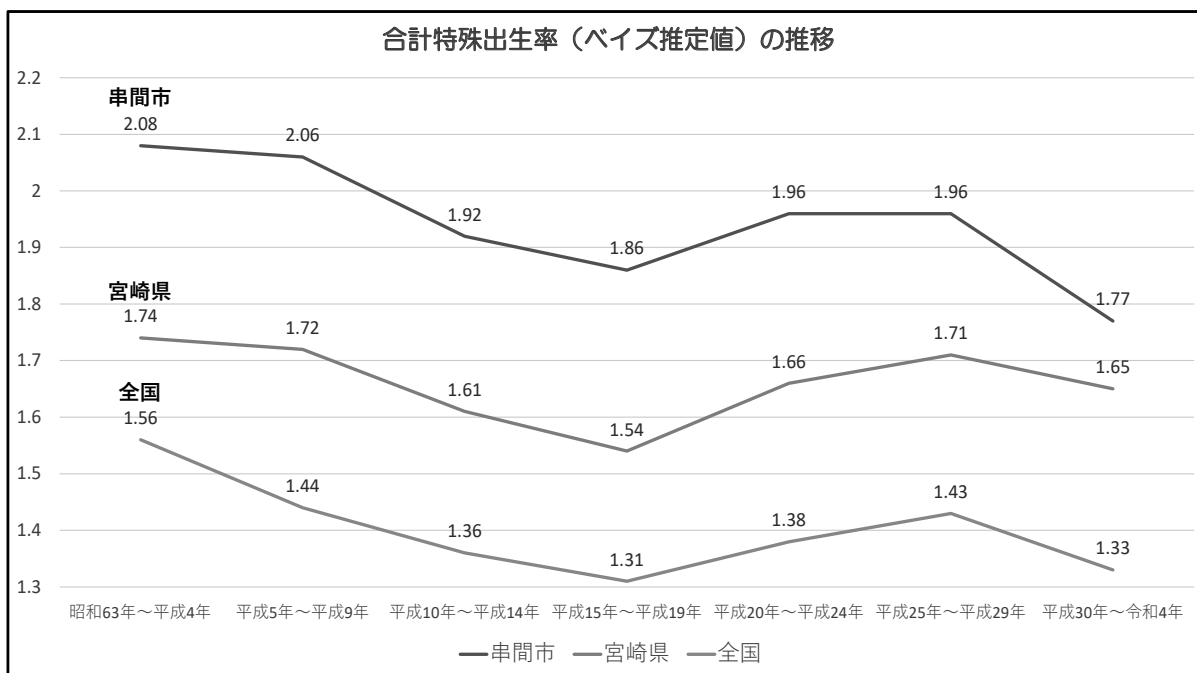


資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)

- 出生数は、年々減少傾向にあり、令和元年度には 100 人を割り込み、令和 4 年度には 85 人となっております。また、合計特殊出生率は、全国的に見て高い水準にあるものの、人口維持に必要とされる水準(2.07)には達していません。

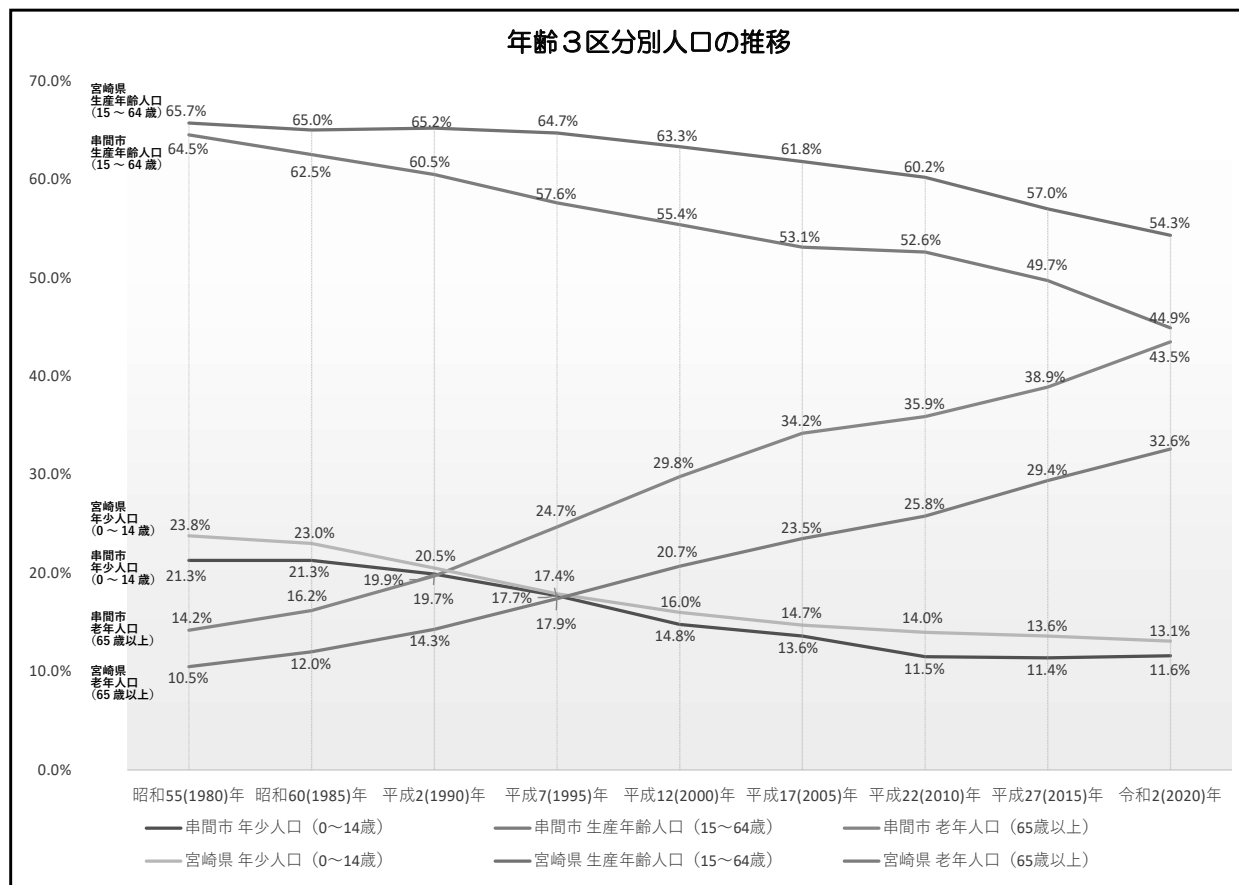


資料:厚生労働省 人口動態調査



資料:厚生労働省 人口動態特殊報告、第2期串間市 まち・ひと・しごと創生人口ビジョン(令和 3 年 3 月)より引用

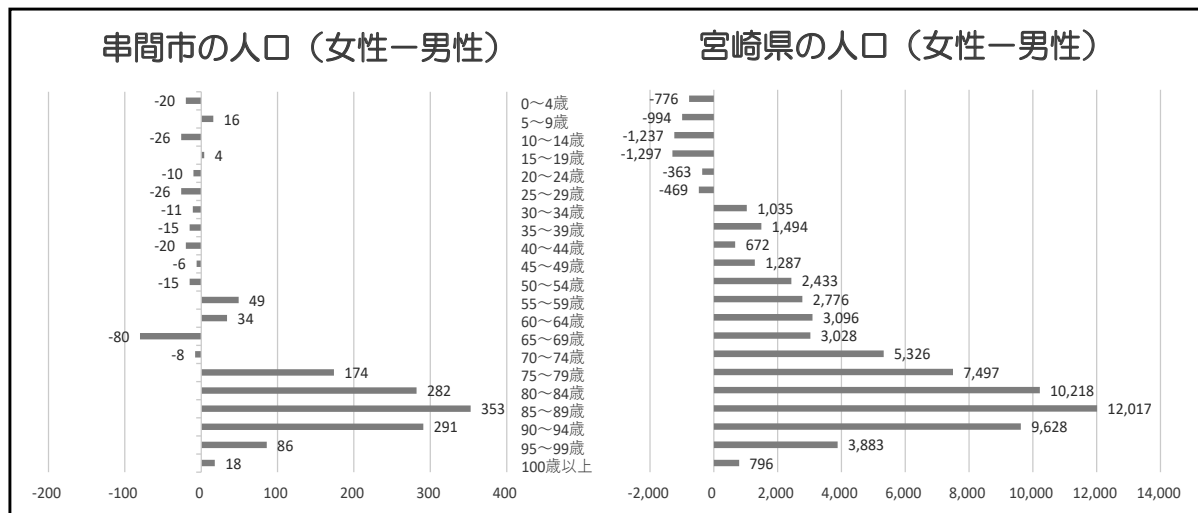
- 串間市では、平成2年に、65 歳以上人口の割合（高齢化率）と 15 歳未満人口の割合が同水準となり、それ以降は 65 歳以上の人口が上回る状況となっており、少子高齢化の進行が顕著です。



資料：第2期串間市 まち・ひと・しごと創生人口ビジョン(令和3年3月)、平成27年度及び令和2年度串間市統計書、宮崎県高齢化の状況(令和6年11月更新)

○ 串間市では、男女の人口を5歳ごとに比較すると、69 歳までは男性が多い傾向にありますが、75 歳以上は全て女性が男性の人口を上回っています。

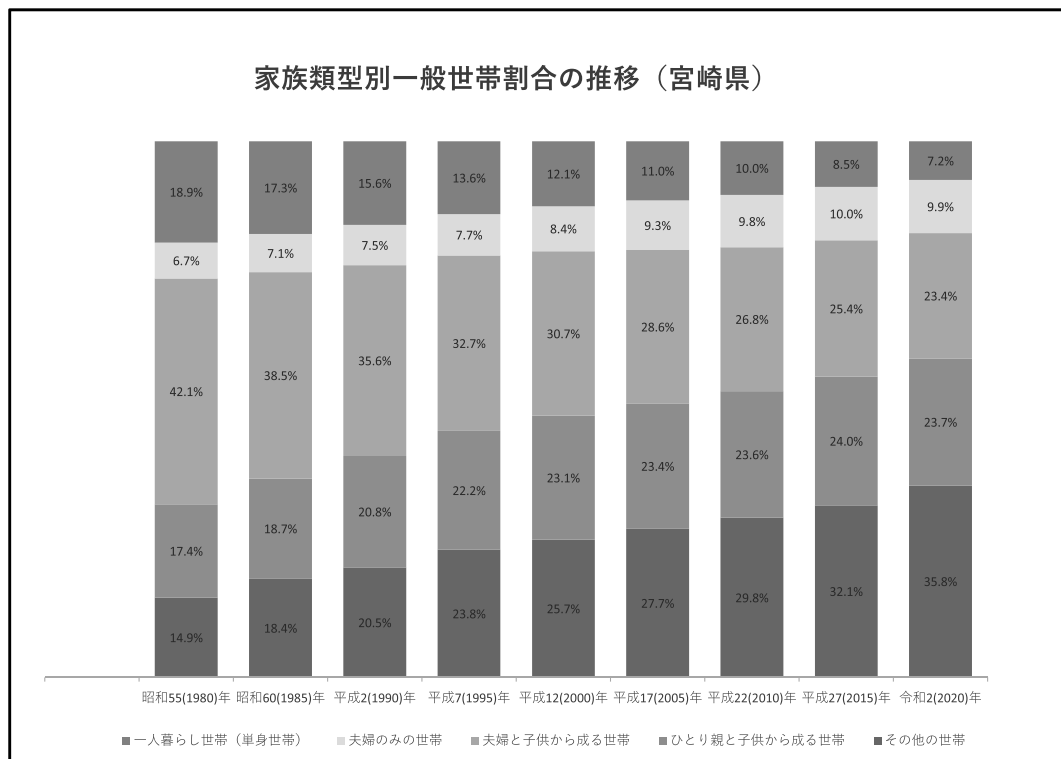
また、本市の人口性比(女性 100 人に対する男性の数)は 88.0 であり、全国と比較して女性の割合が高くなっています(全国 94.7 宮崎県 89.4)。



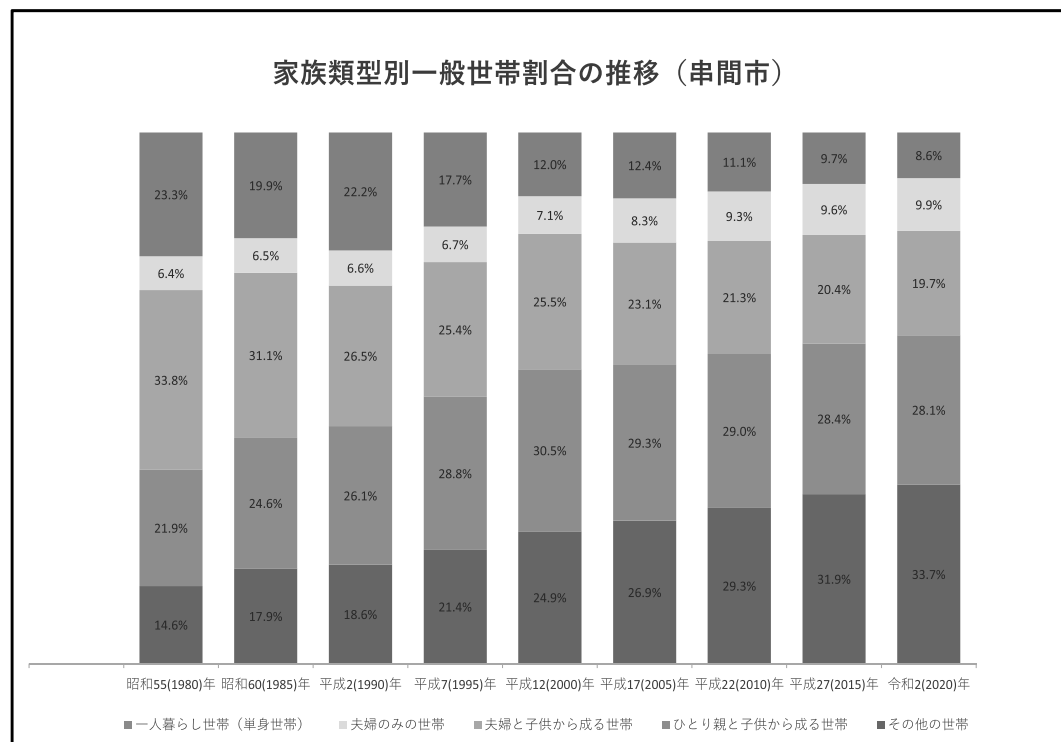
資料:総務省 令和2年国勢調査

(2) 家族形態の変化

- 1世帯当たりの人員は減り続けており、単身世帯やひとり親世帯が増加するなど、家族形態が変化しています。なお、ひとり親世帯の約85%が母子世帯です。

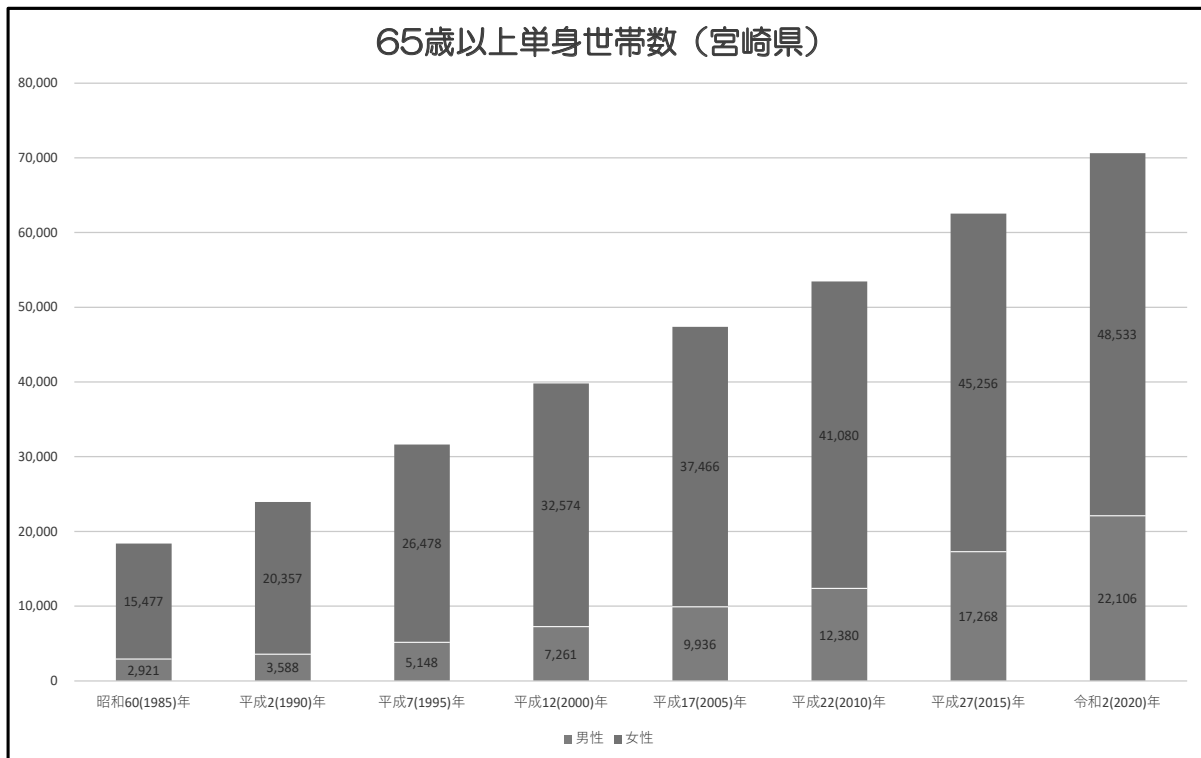


資料：総務省 国勢調査

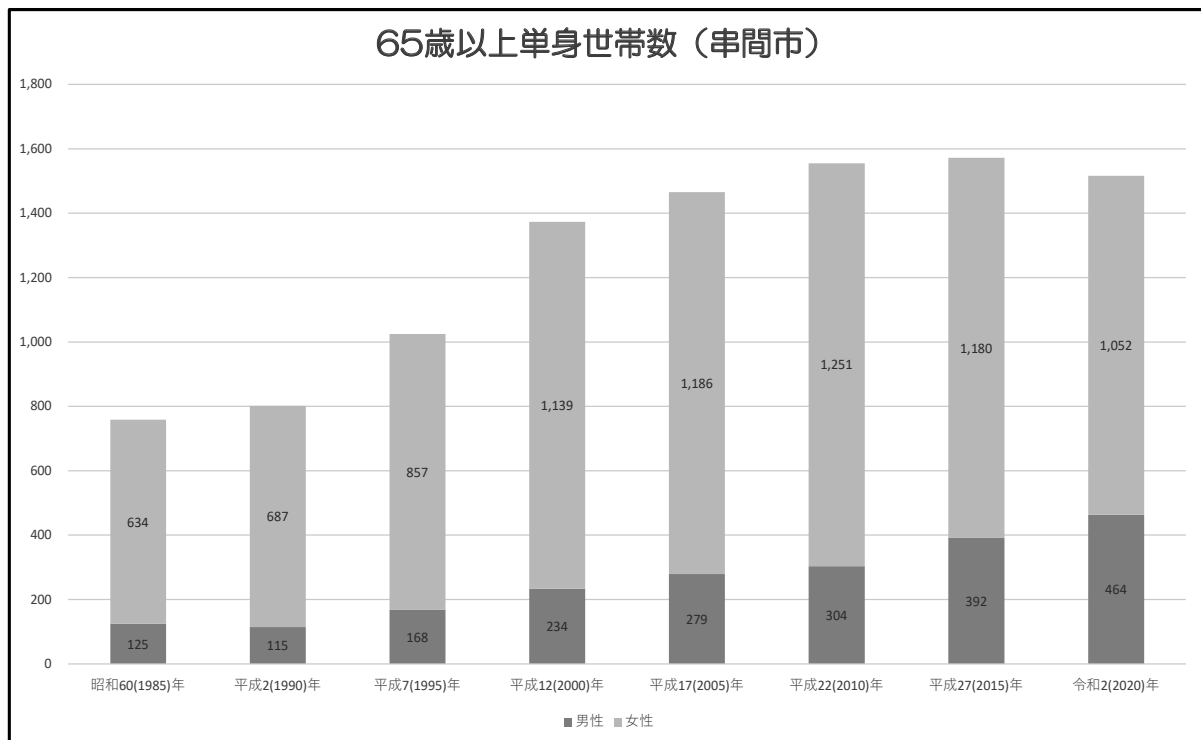


資料：総務省 国勢調査

○ 65 歳以上の単身世帯が増加しており、女性が約70%を占めています。



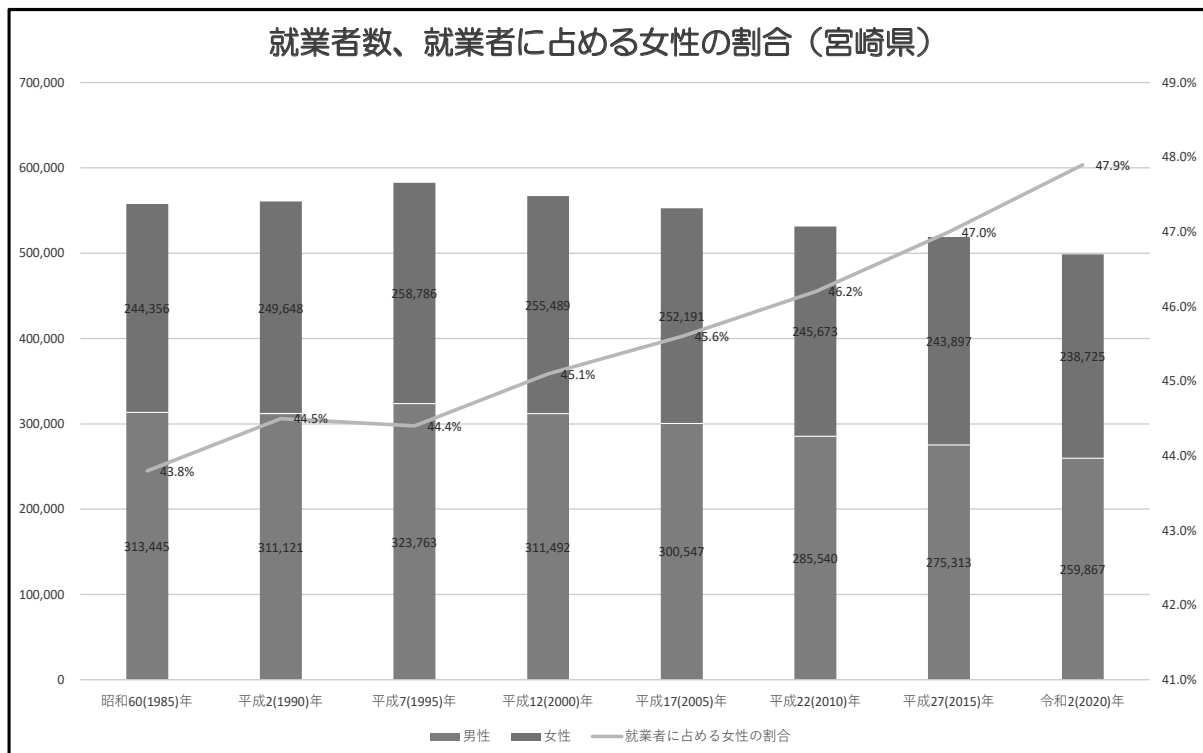
資料:総務省 国勢調査



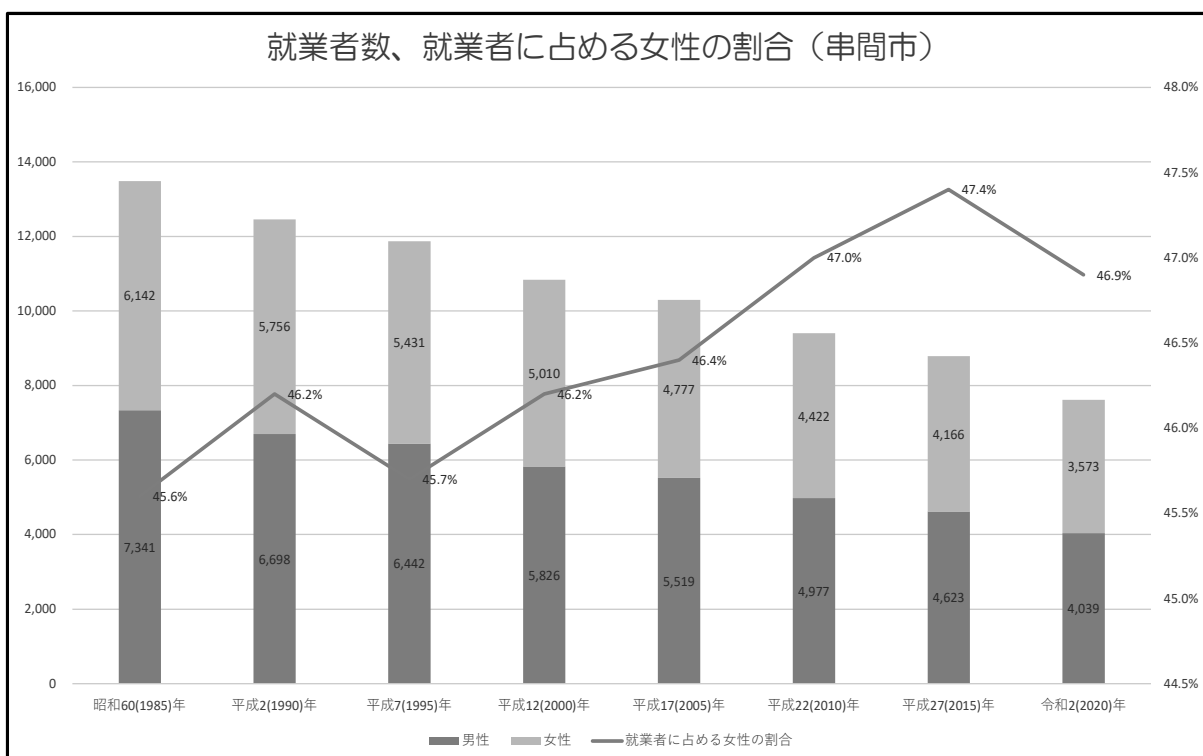
資料:総務省 国勢調査

(3) 雇用・労働情勢

○ 就業者に占める女性の割合は、増加傾向にあります。



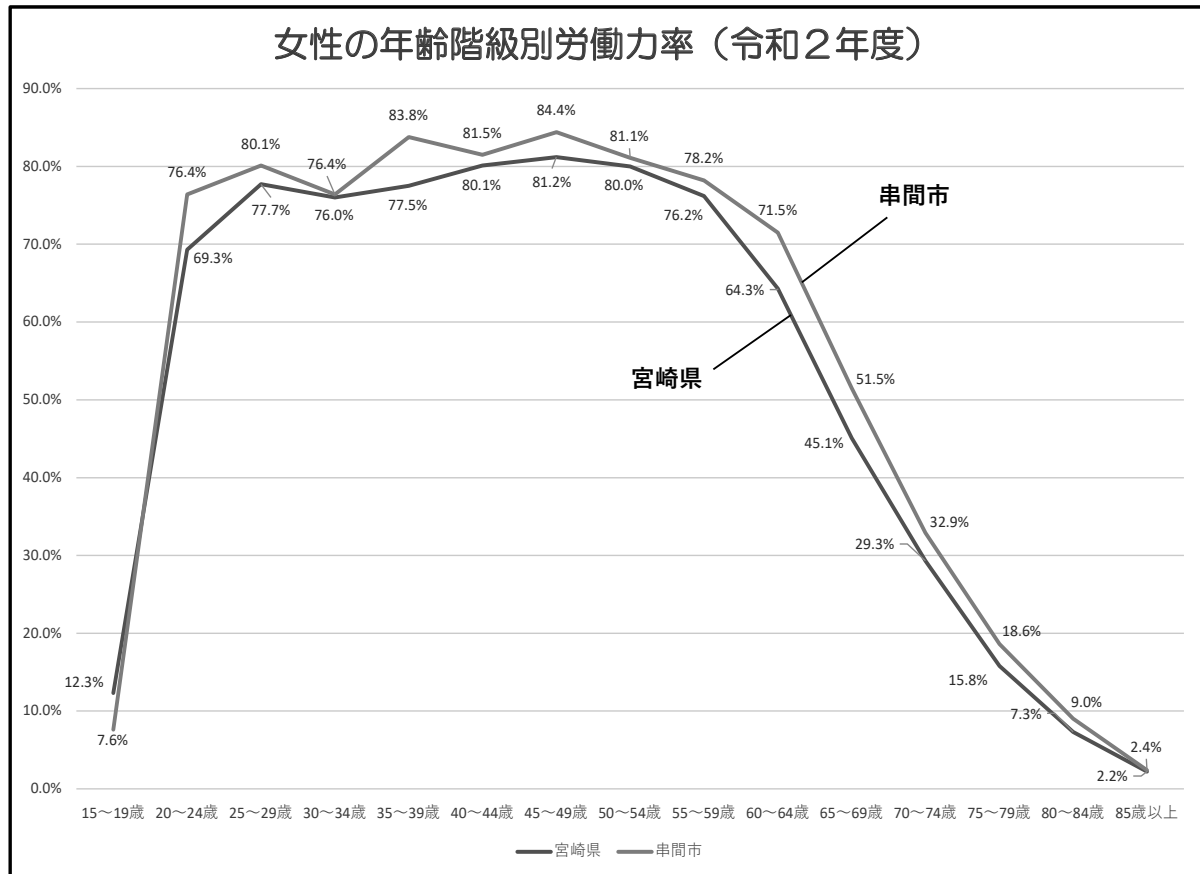
資料:総務省 国勢調査



資料:総務省 国勢調査

- 女性の労働力率は、結婚・出産期に当たる 30 歳代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する、いわゆる「M字カーブ」を描いています。

M字カーブの底は、年々浅くなっており、また、宮崎県と比較すると、本市はM字カーブの底が深い傾向にあります。



資料：総務省 令和2年国勢調査

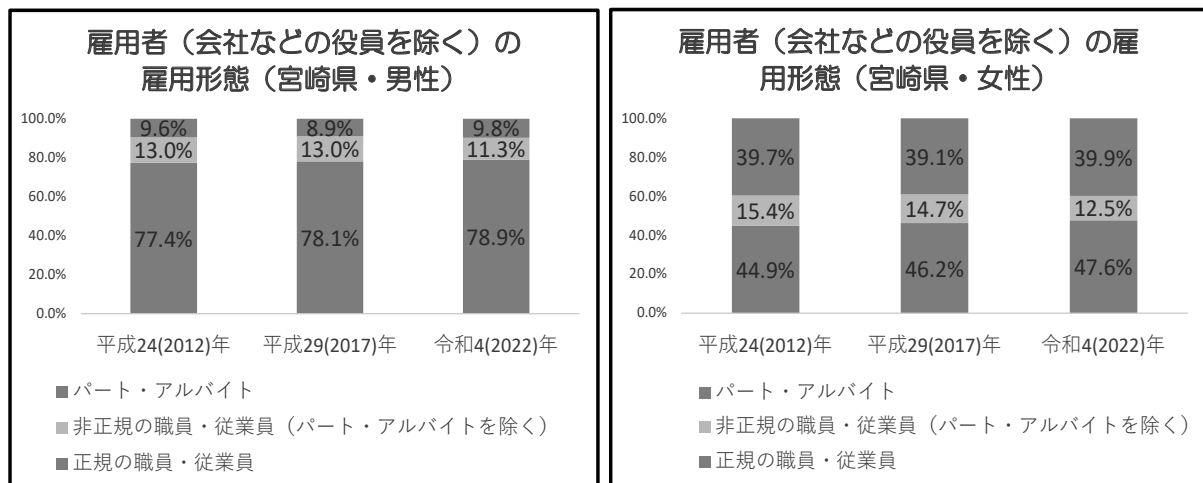
- 全国的に、女性の給与水準は男性の約7割という状況が続いており、本県においても87.5%と、男女間の賃金格差が生じています。

男女の賃金（所定内給与額）の比較

	宮崎県	全国
女性(A)	222.4千円	262.6千円
男性(B)	254.3千円	350.9千円
比率(A)／(B)	87.5%	74.8%

資料：厚生労働省 令和5年賃金構造基本統計調査

- 非正規労働者の割合は、男性は約2割ですが、女性は約5割で推移しており、男女間の格差が生じています。

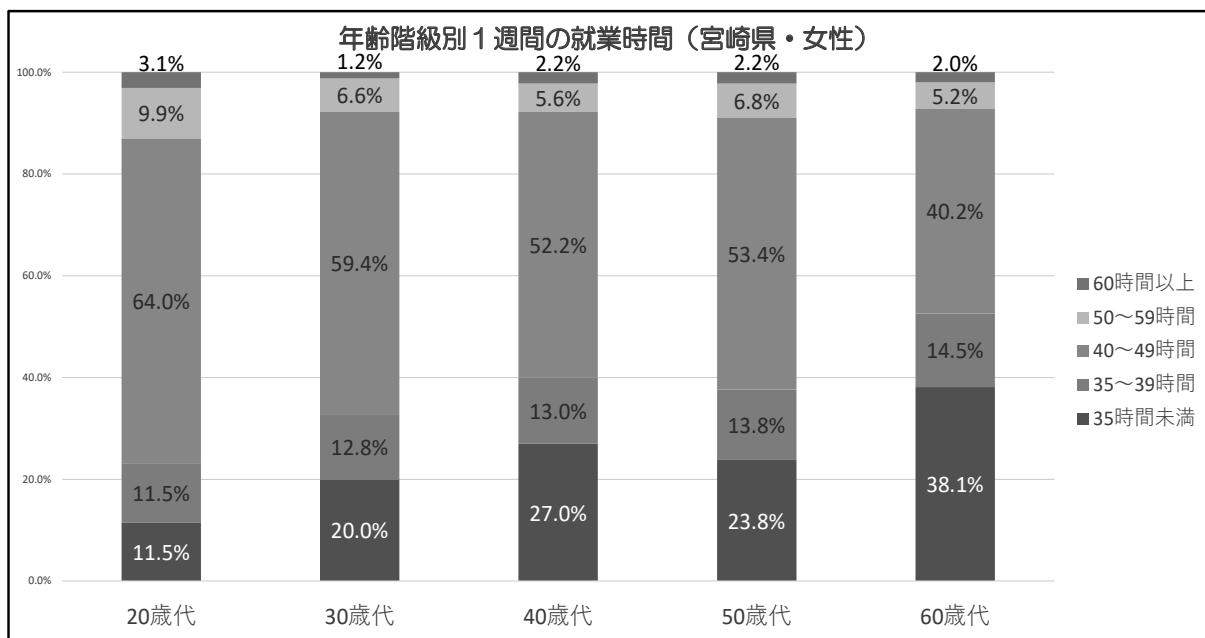
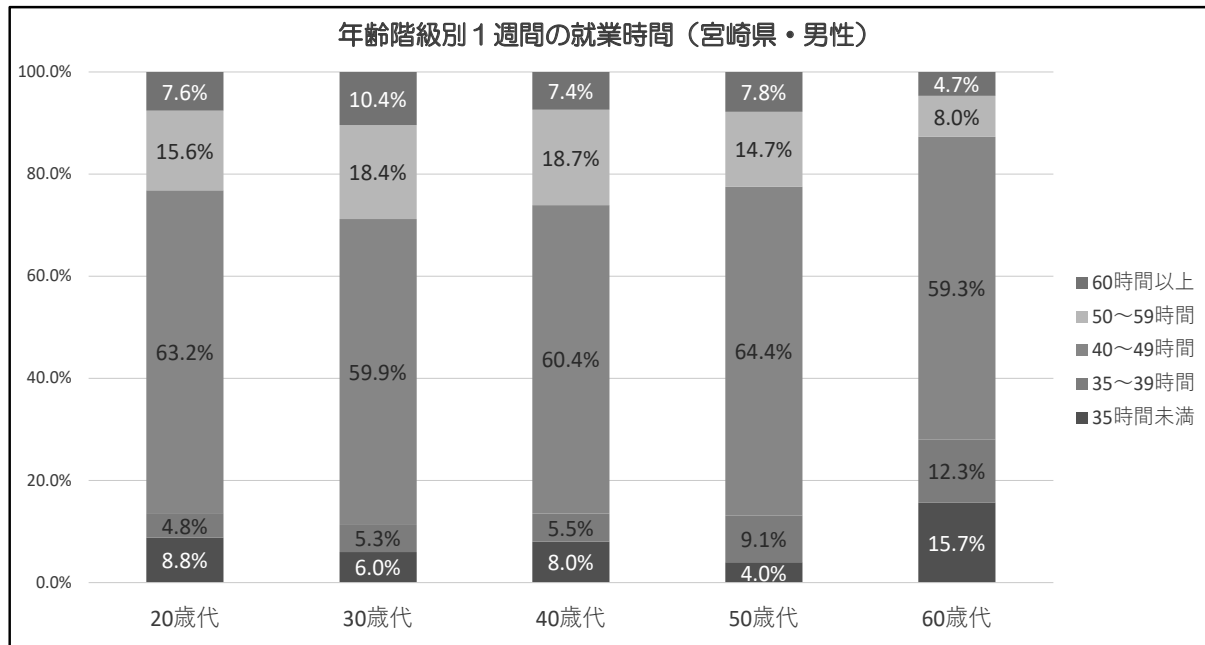


資料：総務省 就業構造基本調査

○ 1週間の就業時間が 60 時間以上の人の割合は、男性では 12.7%、女性では 7.2%であり、男性の長時間労働が大変多くなっています。

特に、男性の1週間の就業時間を年代別に見ると、30 歳代、40 歳代で週 60 時間以上働いている人が多いことが分かります。

【参考】公務員の1週間の労働時間は 38.75 時間

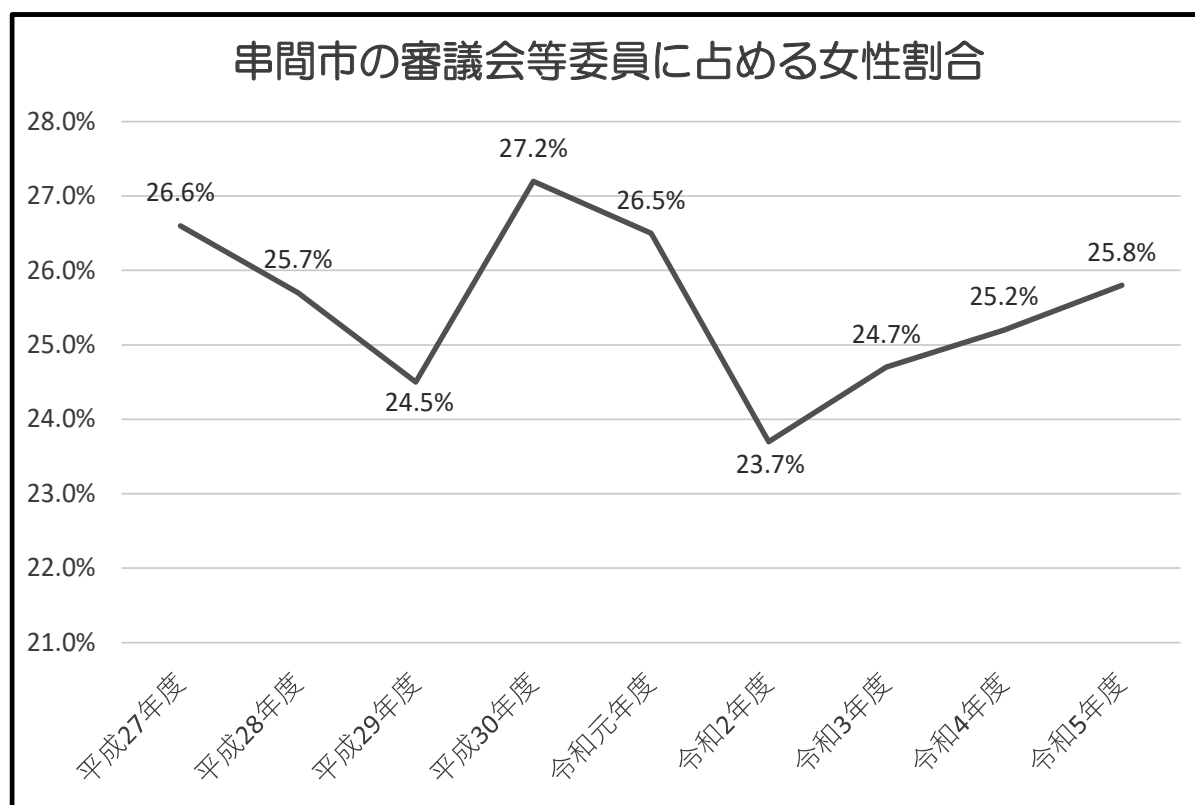


資料：総務省 令和 4 年就業構造基本調査

Ⅱ 女性の活躍に関する状況

(1) 政策・方針決定過程への参画状況

本市においては、市の審議会等委員に占める女性割合は、近年、25%程度で推移しており、女性の参画が十分に進んでいない状況にあります。



資料：串間市市民協働課

(2) ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

○ 本県では、「夫婦ともに有業」の世帯は 125,500 世帯です。夫婦のいる世帯に占める割合は 52.8%であり、全国平均を上回っています。

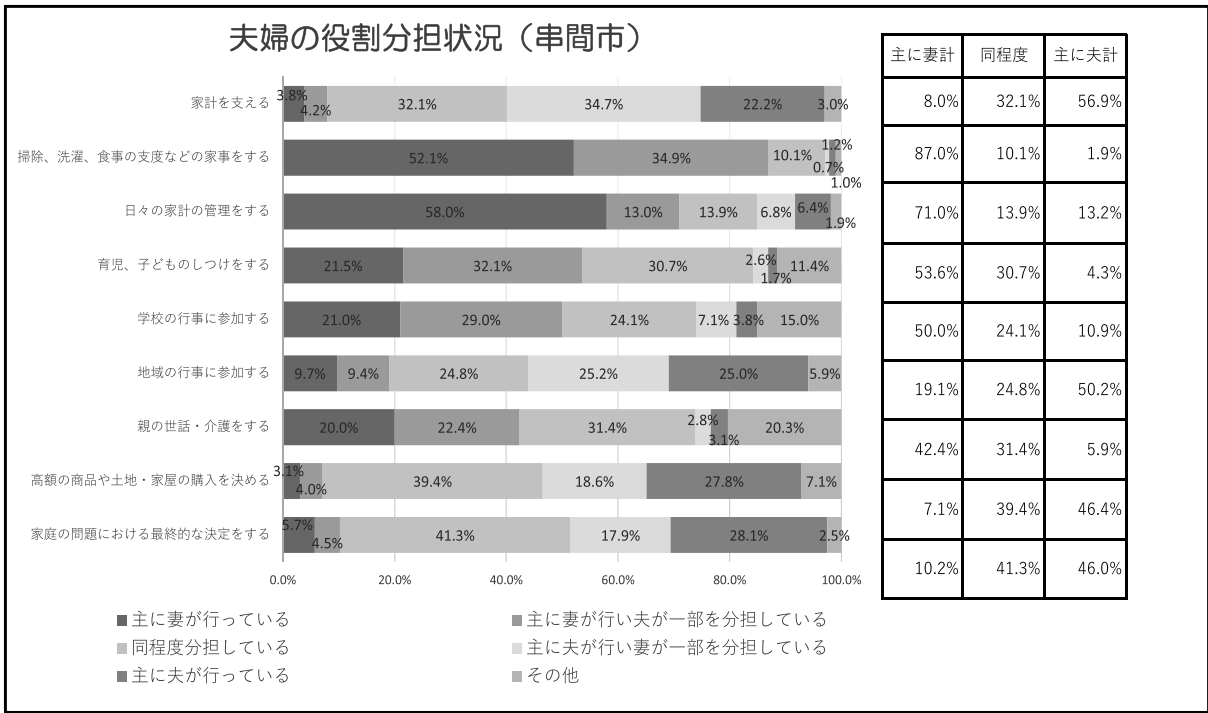
共働き世帯数（割合）

	宮崎県	全国
共働き世帯数	125,500世帯	13,461,700世帯
夫婦のいる世帯に占める割合	52.8%	50.9%

資料:総務省 令和4年就業構造基本調査

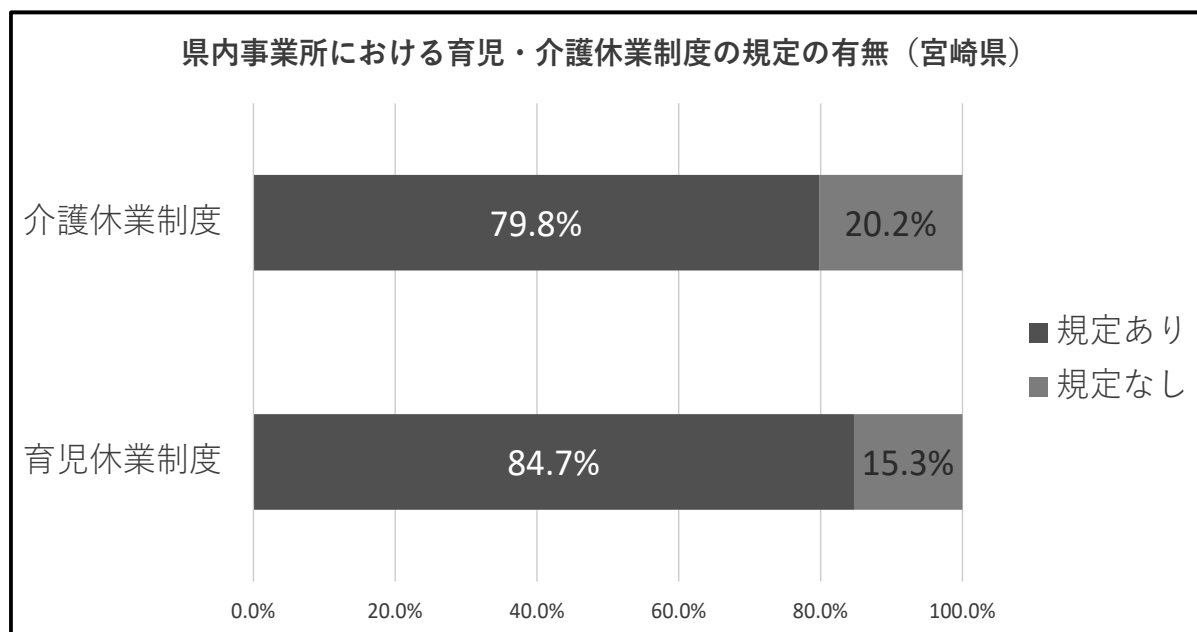
○ 家庭生活において、「家事(掃除、洗濯、食事の支度など)」は、「主に妻が行っている」又は「主に妻が行い夫が一部分担している」と回答した人が 87.0%であり、大変高い割合を示しています。

夫婦の役割分担状況（串間市）

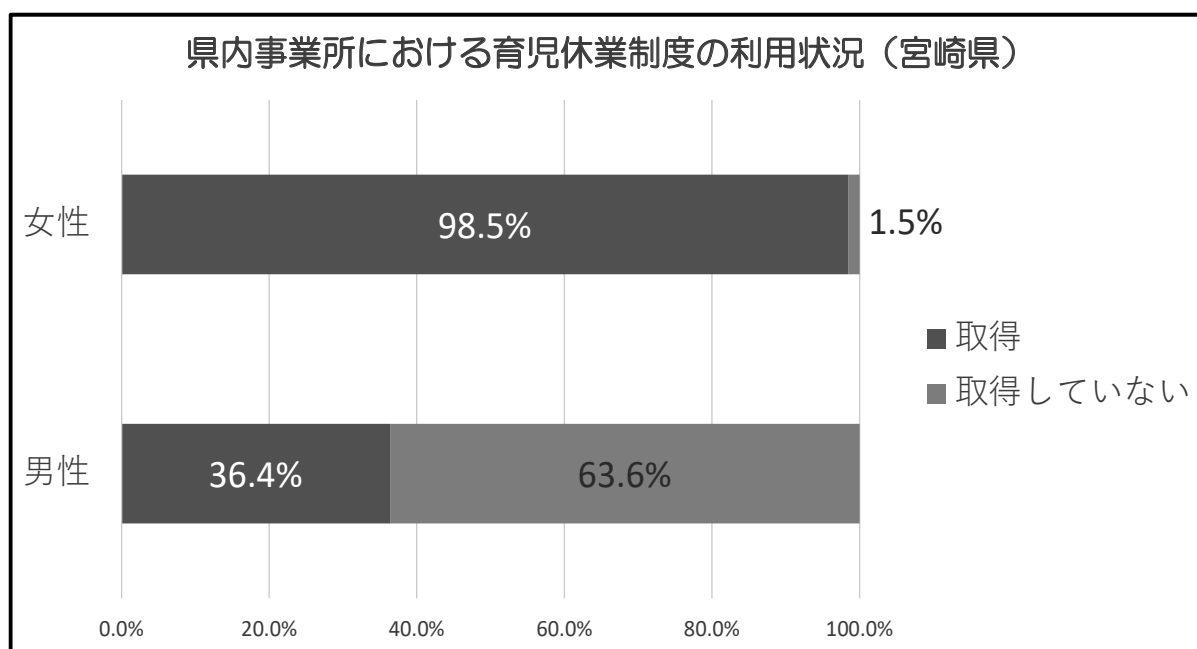


資料:串間市男女共同参画社会づくりのための市民意識調査集計結果報告(令和5年10月)

- 育児休業制度の規定がある事業所は 84.7%、介護休業制度の規定がある事業所は 79.8%であり、また、男性の育児休業取得率は 36.4%にとどまっています。



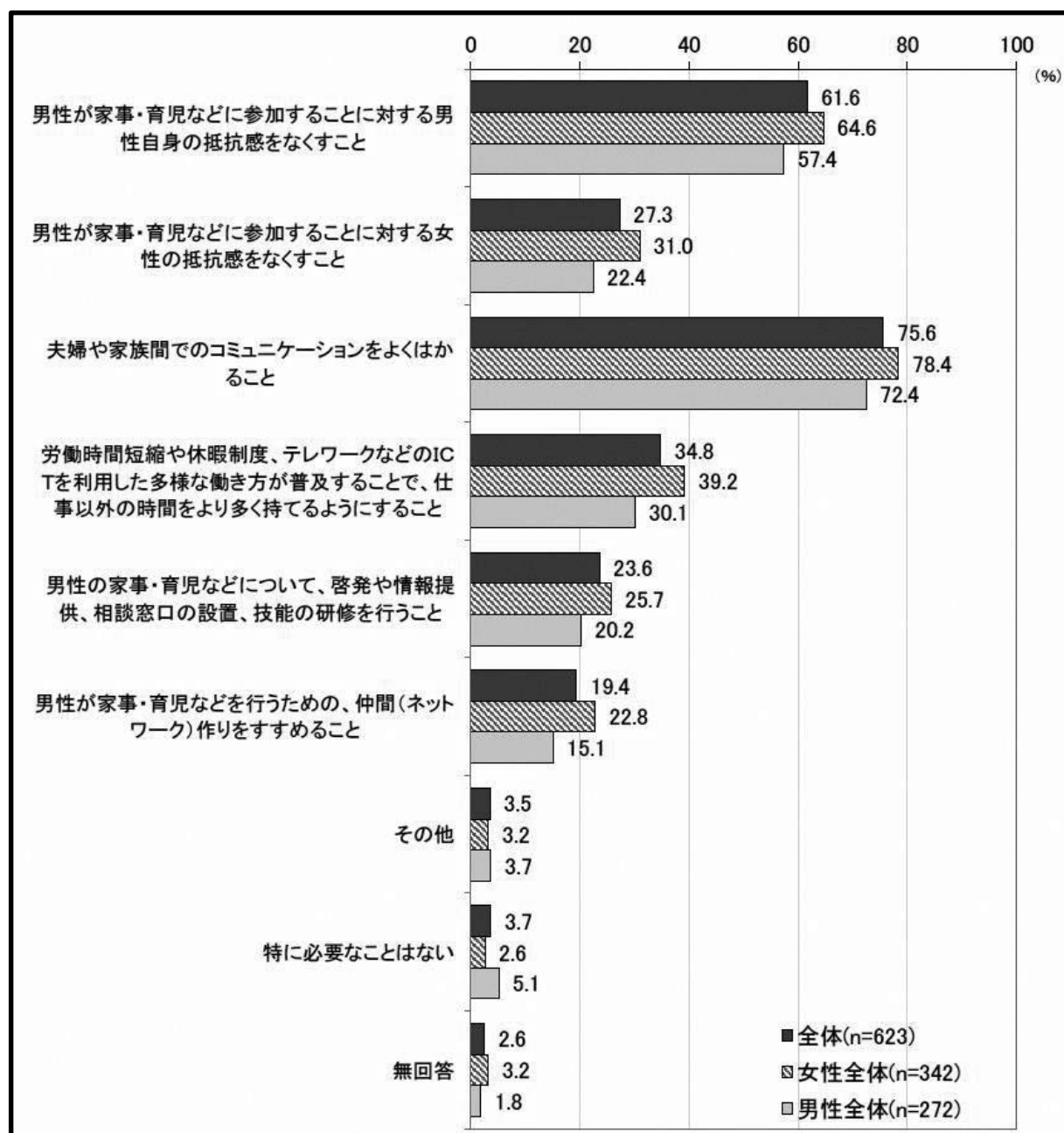
資料：宮崎県 令和 5 年度労働条件等実態調査



資料：宮崎県 令和 5 年度労働条件等実態調査

- 男性が家事、育児に参画するためには、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」が必要と考える人の割合が最も高く、次いで「男性が家事・育児などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」となっています。

男性が家事、育児に参画するために必要なこと（串間市）

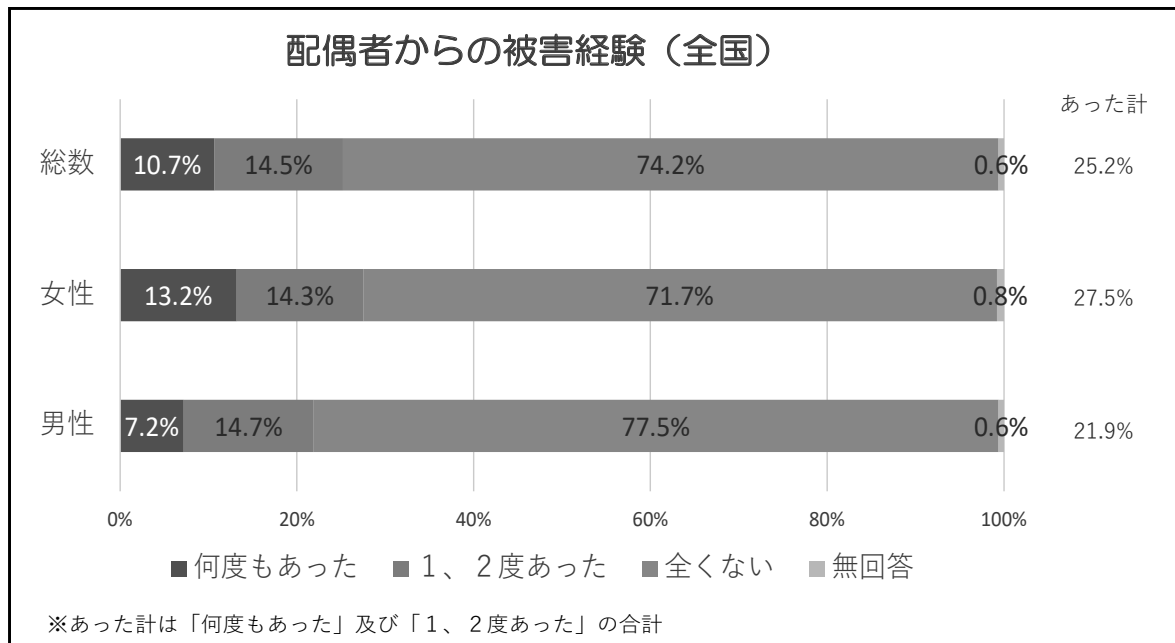


資料：串間市男女共同参画社会づくりのための市民意識調査集計結果報告（令和5年10月）

(3) 女性に対する暴力

○ 内閣府の調査によると、約4人に1人が配偶者から被害(身体的暴行、心理的攻撃、経済的圧迫、性的強要)を受けた経験があると回答しています。

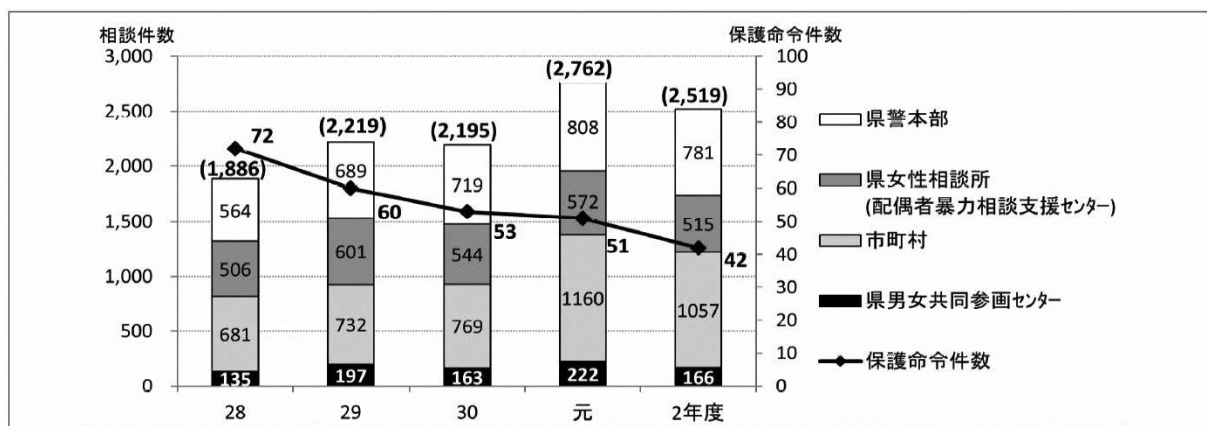
特に女性は、約 10 人に1人は何度も受けていると回答しており、深刻な状況となっています。



資料:内閣府 令和5年度男女間における暴力に関する調査

○ 本県では、各機関における配偶者等からの暴力(DV)に係る相談件数は、年度により増減はあるものの、概ね増加傾向にあります。

各機関におけるDV相談件数と裁判所の保護命令件数（宮崎県）



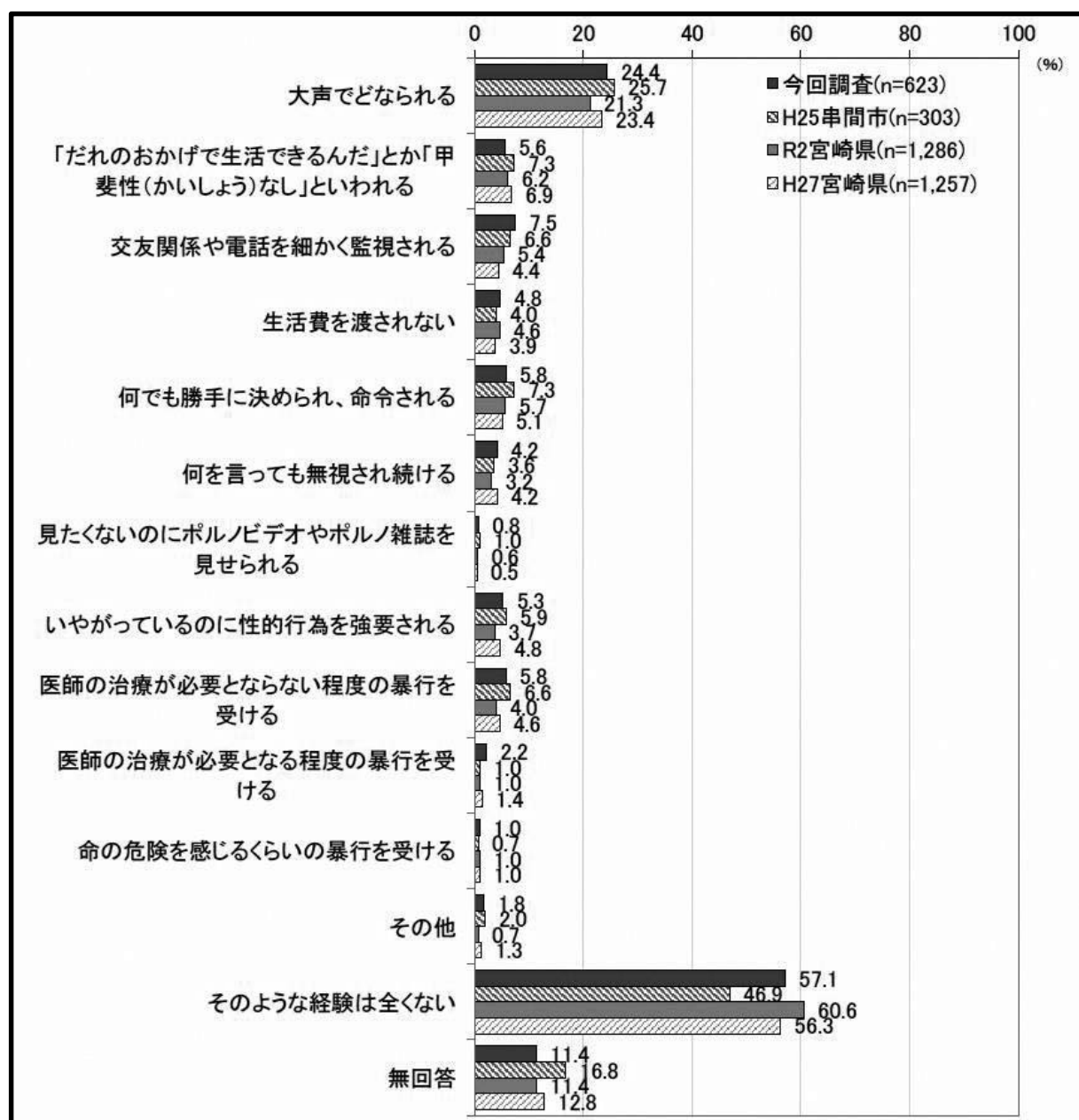
※ 保護命令件数は宮崎地方裁判所管内で発令された件数。各年。

※ 県男女共同参画センターの相談には、デートDVを含む。

資料:県生活・協働・男女参画課調べ(第4次みやざき男女共同参画プランより引用)

- 3割強が、夫・妻・恋人から暴力を受けた経験があると回答しており、「そのような経験は全くない」が 57.1%と最も高く、次いで「大声でどなられる」の 24.4%、「交友関係や電話を細かく監視される」の 7.5%となっています。

配偶者等から暴力を受けた経験の有無（串間市）

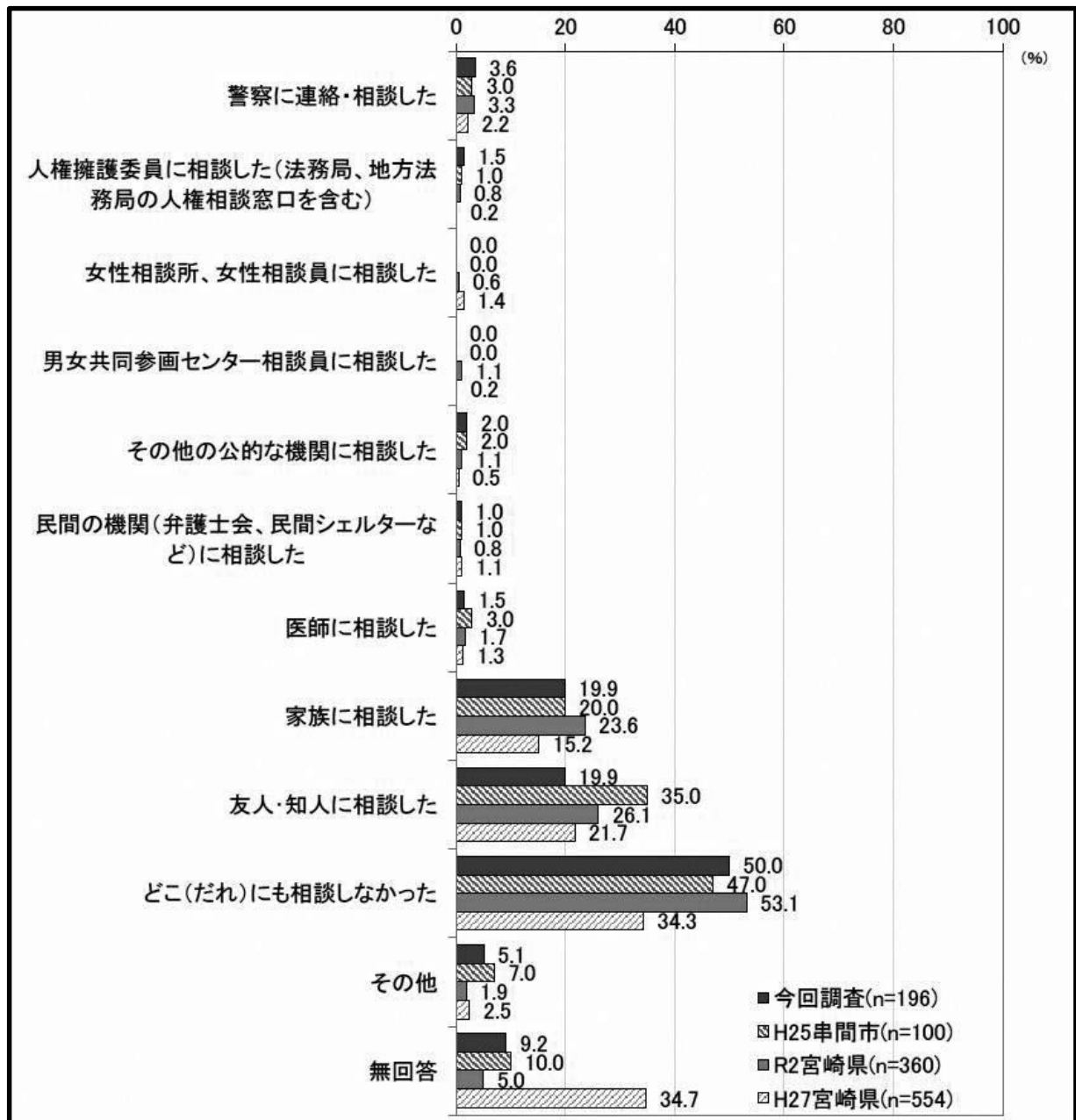


※複数回答のため合計は 100 にならない

資料：串間市男女共同参画社会づくりのための市民意識調査集計結果報告（令和 5 年 10 月）

- 配偶者等から暴力を受けたときの相談について、「どこ(誰)にも相談しなかった」が50.0%と最も高く、次いで「友人・知人に相談した」19.9%、「家族に相談した」の19.9%となっています。

配偶者等から暴力を受けたときの相談先（串間市）



資料：串間市男女共同参画社会づくりのための市民意識調査集計結果報告（令和5年10月）

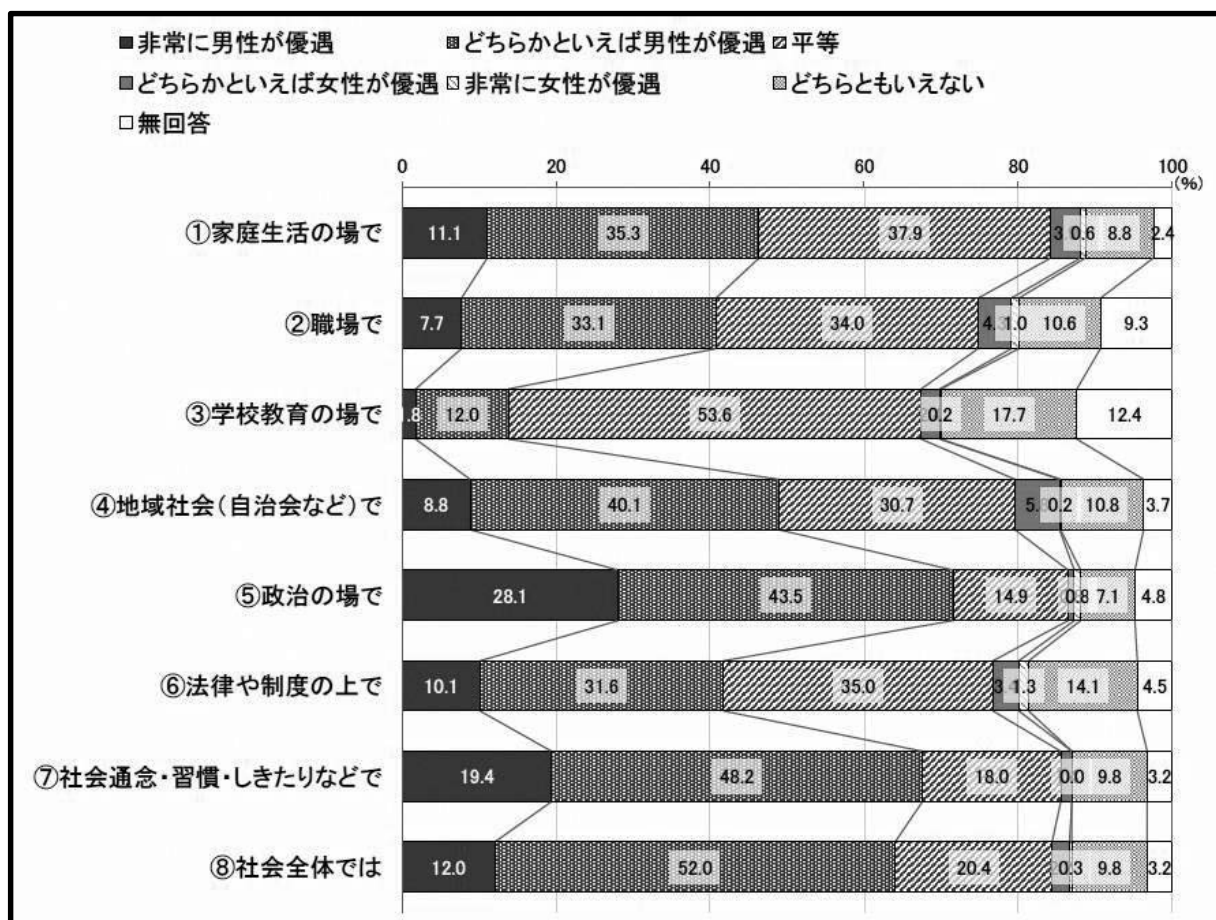
Ⅲ 男女共同参画に関する市民意識

～串間市男女共同参画社会づくりのための市民意識調査集計結果報告(令和5年10月)から～

(1) 男女の平等感

- 男女は平等になっていると思うかどうかについて、男性優遇感を持つ人(「男性の方が非常に優遇されている」及び「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計)が、「政治の場」「社会通念・慣習・しきたりなど」「社会全体」においては6割を超えています。一方、「学校教育の場」においては、「平等」であると感じる人が半数を超えています。

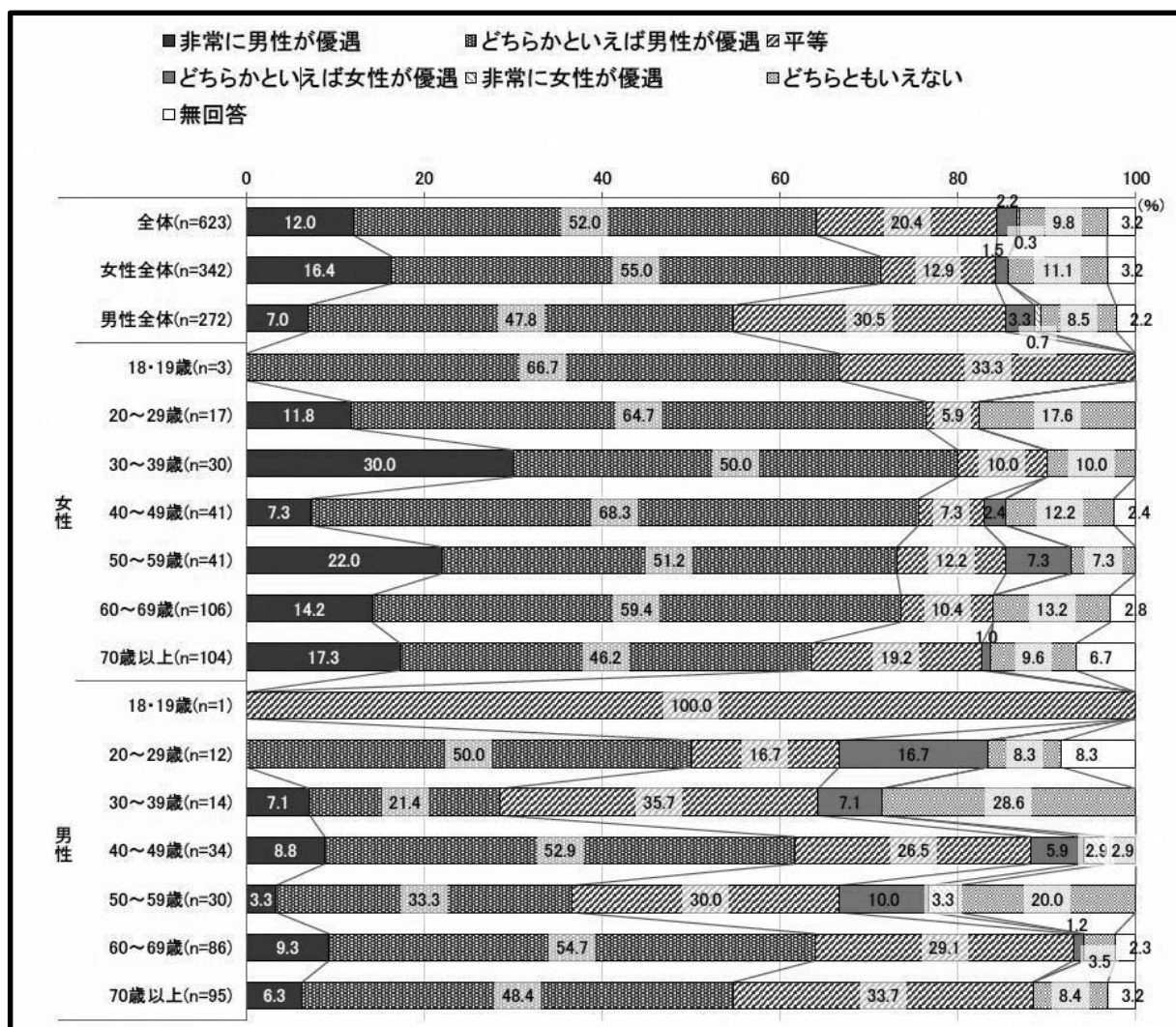
男女の平等感(各場面)



資料:串間市男女共同参画社会づくりのための市民意識調査集計結果報告(令和5年10月)

○「⑧社会全体」について、男女別に見ると、男性優遇感を持つ人の割合は、男性よりも女性の方が多くなっています。

男女の平等感（社会全体・性別・年齢別）



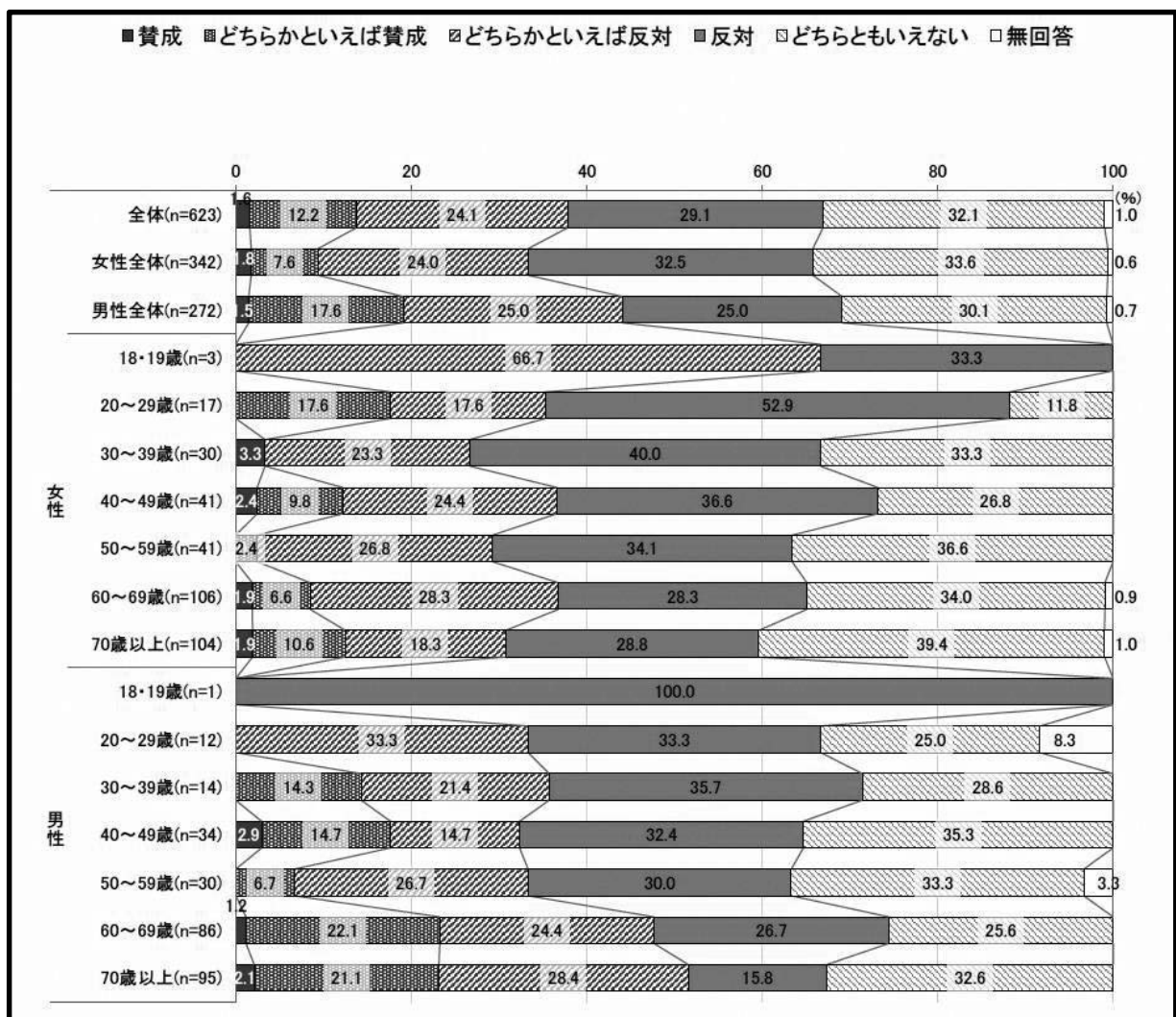
資料：串間市男女共同参画社会づくりのための市民意識調査集計結果報告（令和5年10月）

(2) 固定的性別役割分担意識

○「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」という性別によって役割を固定する（決めつける）考え方について、「賛成」（「賛成」及び「どちらかといえば賛成」の合計）と回答とした人は 13.8%、「反対」（「反対」及び「どちらかといえば反対」の合計）が 53.2% であり、「反対」が「賛成」を上回っています。

性別、年齢別で見ると、「賛成」と回答した人の割合は、女性より男性の方が多く、また、60 歳以上の世代が他の年代より多い傾向にあります。

男女の役割分担意識についての考え方（性別・年齢別）

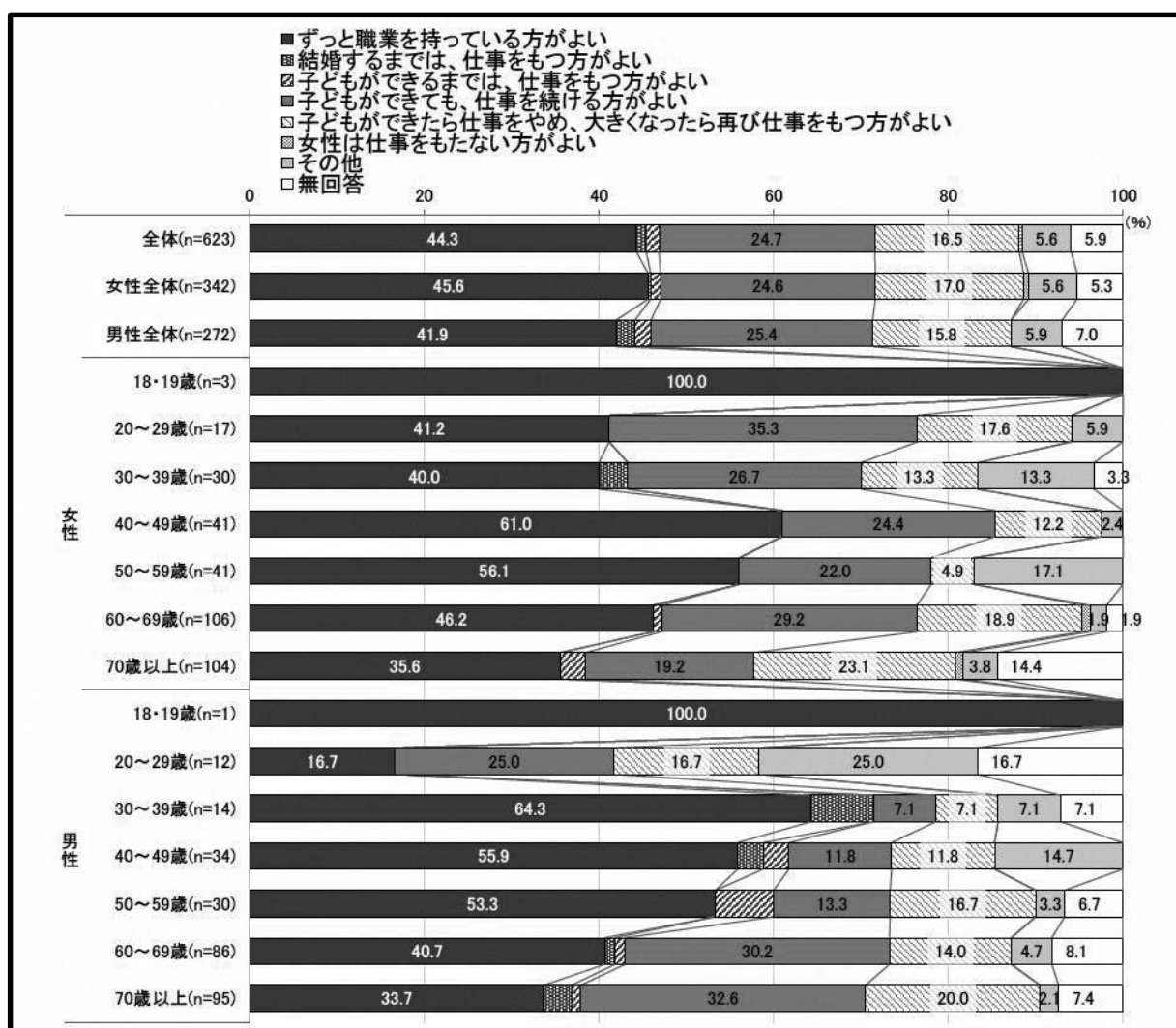


資料：串間市男女共同参画社会づくりのための市民意識調査集計結果報告（令和 5 年 10 月）

(3) 女性の就業についての意識

- 女性の働き方として、「ずっと職業を持っている方がよい」を支持する人が 44.3%と最も多く、次いで「子どもができて、仕事を続ける方がよい」24.7%、「子どもができれば仕事をやめ、大きくなったら再び仕事をもつ方がよい」16.5%となっています。

女性の就業についての意識（性別・年齢別）

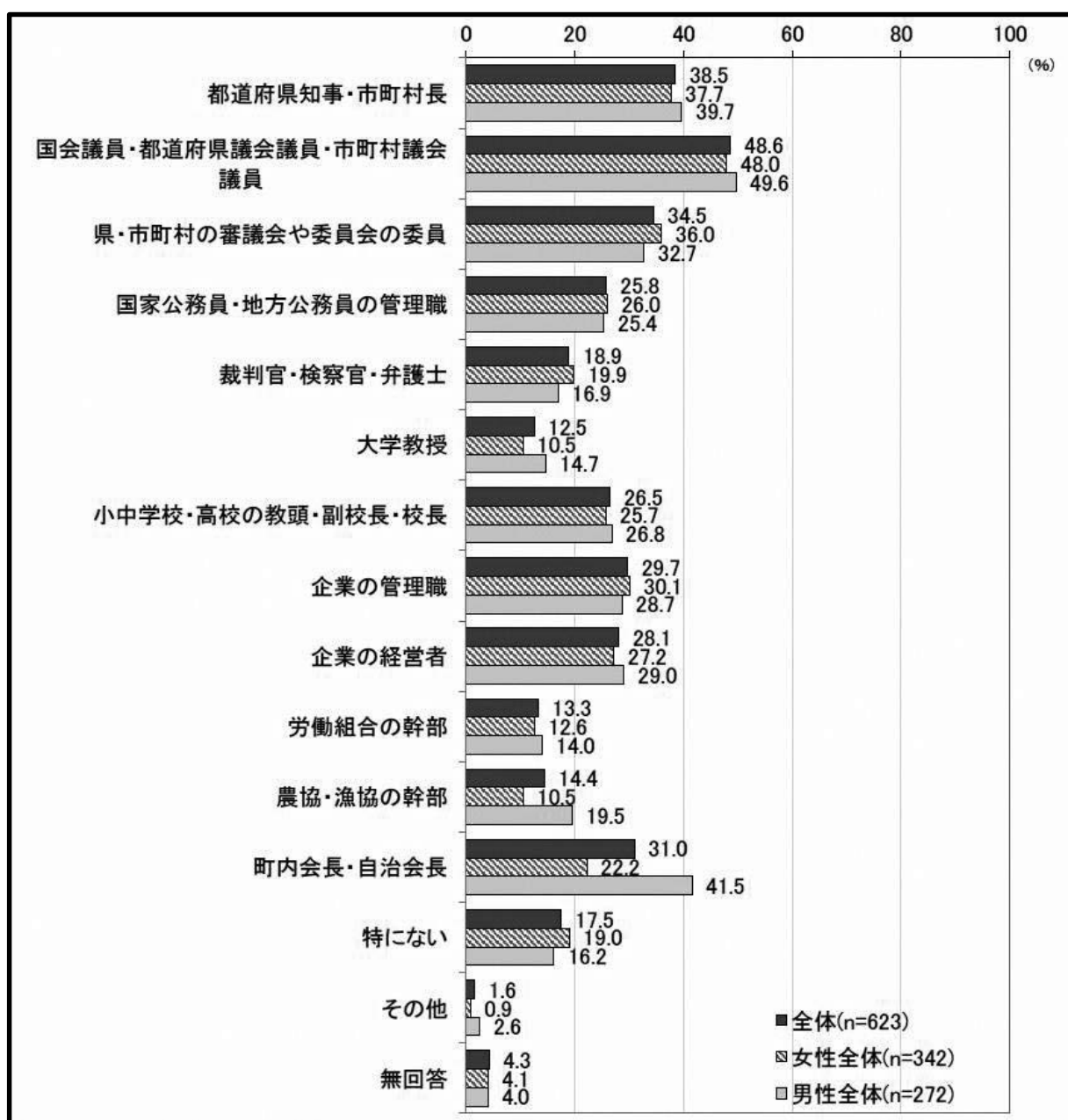


資料：串間市男女共同参画社会づくりのための市民意識調査集計結果報告（令和5年10月）

(4) 政策・方針決定に関する意識

- 政策・方針決定に関わる役職において、どのような分野に女性がもっと増える方がよいかについては、全体でみると、「国会議員・都道府県議会議員・市町村議会議員」が48.6%、「都道府県知事・市町村長」が38.5%、「県・市町村の審議会や委員会の委員」が34.5%となっています。

女性の社会参画（性別）

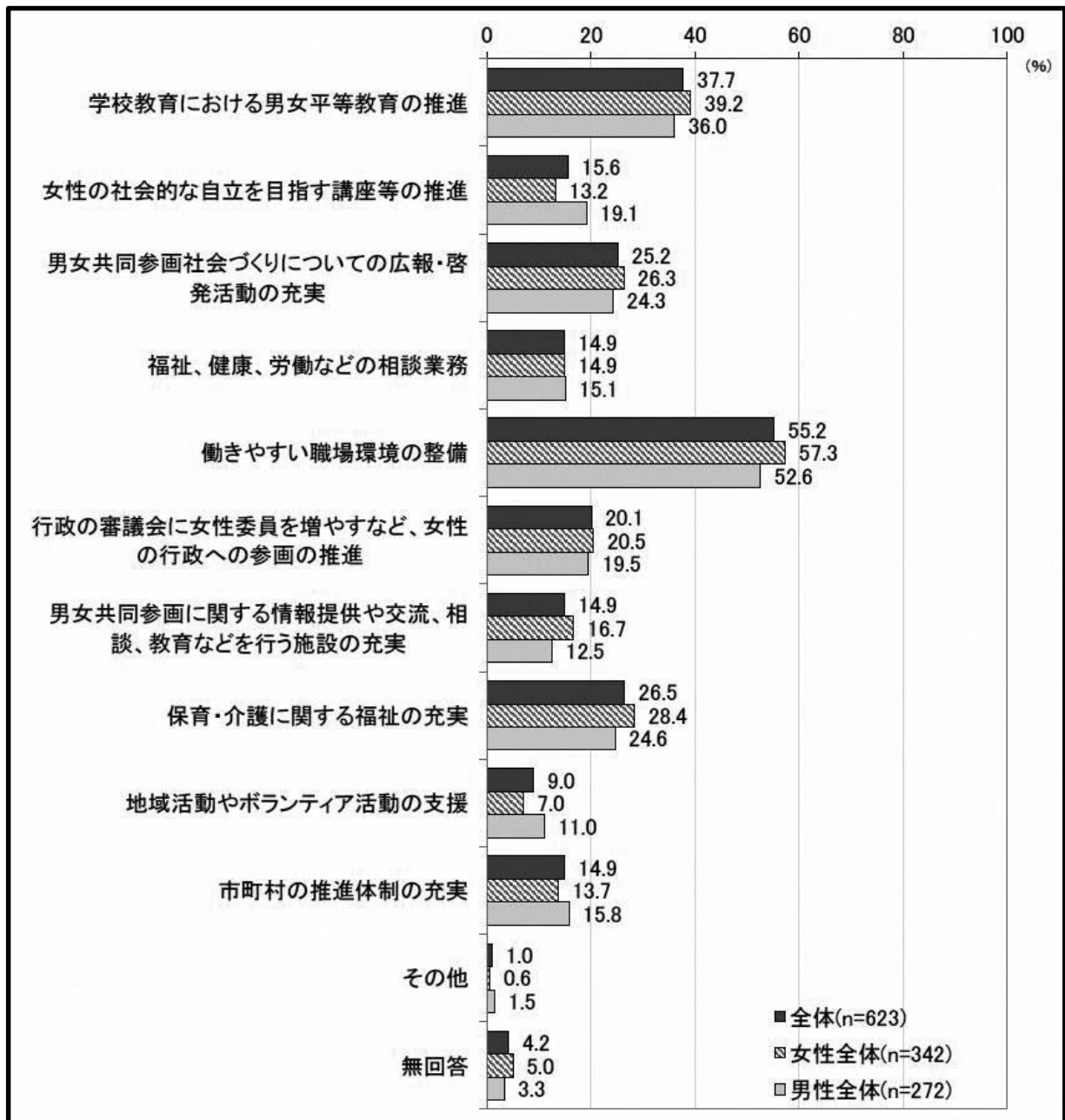


資料：串間市男女共同参画社会づくりのための市民意識調査集計結果報告（令和5年10月）

(5) 男女共同参画社会の形成に向け、市に期待する事

○「働きやすい職場環境の整備」が 55.2%と最も高く、次いで「学校教育における男女平等教育の推進」の 37.7%、「保育・介護に関する福祉の充実」の 26.5%となっています。

「男女共同参画社会」を実現するために市がすべきこと



資料：串間市男女共同参画社会づくりのための市民意識調査集計結果報告（令和 5 年 10 月）

IV 男女共同参画をめぐる最近の動き

～第2次串間市男女共同参画基本計画策定後～

1 国の動き

(1)「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の成立

男女の候補者ができる限り均等となることなどを基本原則とし、政党が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等自主的に取り組むことや、国・地方公共団体の責務などを定めた「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が平成30年5月に公布・施行されました。

また、政党等がより積極的な取組を行うことを促進するため、令和3年6月に法律が一部改正されました。

(2)「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(働き方改革関連法)」の成立

労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、時間外労働の上限規制や、同一企業内での正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の禁止などを内容とする働き方改革関連法が平成30年6月に成立し、平成31年4月から順次施行されることとなりました。

(3)「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」の改正

女性の職業生活における活躍を一層推進するため、一般事業主行動計画策定義務の対象拡大(従業員 301 人以上から 101 人以上の企業へ拡大)、女性の活躍に関する情報公表項目の強化など、女性活躍推進法等の一部を改正する法律が令和元年5月に成立し、令和2年4月から順次施行されることとなりました。

(4)「第5次男女共同参画基本計画」の策定

男女共同参画基本法に基づき、施策の総合的かつ計画的推進を図るため、「第5次男女共同参画基本計画」が令和2年12月に閣議決定されました。この計画では、指導的地位に占める女性の割合が2020年代の可能な限り早期に30%程度となるよう目指して取組を進めるなど、男女共同参画社会の実現に向けた取組をより一層加速させるため、令和7年度までの施策の基本的な方向と具体的な取組が定められました。

(5)「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行

女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題

を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的に令和6年4月から施行されました。

2 宮崎県の動き

(1) 「第2期みやざき子ども・子育て応援プラン」の策定

社会環境の変化や国による新しい対策の方向性・課題等を踏まえ、「第2期みやざき子ども・子育て応援プラン」を令和2年3月策定(計画期間令和2年度から令和6年度までの5年間)されました。

(2) 「第2期宮崎県子どもの貧困対策推進計画」の策定

改正子どもの貧困対策の推進に関する法律や国が示す大綱を踏まえ、「第2期宮崎県子どもの貧困対策推進計画」を令和2年3月策定(計画期間令和2年度から令和6年度まで)されました。

(3) 「宮崎県犯罪被害者等支援条例」の制定

犯罪被害者等支援のための施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、犯罪被害者等を支える地域社会づくりを進めることを目的として、本条例を制定し、令和3年7月に施行されました。

(4) 「第4次みやざき男女共同参画プラン」の策定

第3次プランで推進してきた女性活躍に係る施策に加え、従前から課題として残る、政策方針決定の場への参画、性別の固定的役割分担意識等や社会情勢の変化などを踏まえ「第4次みやざき男女共同参画プラン」を令和4年3月策定(計画期間令和4年4月から令和9年3月までの5年間)されました。

(5) 「宮崎県困難な問題を抱える女性への支援基本計画(第5次 DV 対策宮崎県基本計画)」の策定

社会情勢の変化やこれまでの取組状況を踏まえ、「宮崎県困難な問題を抱える女性への支援基本計画(第5次 DV 対策宮崎県基本計画)」を令和6年3月策定(計画期間令和6年度から令和10年度までの5年間)されました。

3 串間市の動き

(1) 「男女共同参画社会づくり」に関する連携強化

本市では、総合政策課において男女共同参画社会づくりを推進してきましたが、令和6年4月、市民協働課地域コミュニティ係内に担当者を配置し、自治会や地域連携組織と連携し、広報・啓発を中心とする取り組みを強化してきました。さらに、令和5年には、本計画を策定する上での基礎資料とすることを目的に、市民を対象とするアンケート調査を実施しました。

(2) 「男女共同参画推進委員会」の設置

平成15年(2003年)10月、庁内に助役(現副市長)を会長とする男女共同参画推進委員会を設置し、男女共同参画社会づくりへ向けた総合的、体系的な施策の展開へ向けて討議を重ねてきました。

(3) 「串間市男女共同参画基本計画」の策定

平成17年(2005年)3月には、女と男が輝く男女共同参画社会の実現をめざし、「串間市男女共同参画基本計画」を策定し、平成27年には同計画を見直し「第2次 串間市男女共同参画基本計画」を策定しました。

(4) 「串間市男女共同参画推進条例」の制定

平成18年(2006年)3月、串間市の男女共同参画社会形成の促進に関する基本理念や市、市民、事業者及び民間団体の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めた「串間市男女共同参画推進条例」を制定しました。

(5) 「串間市男女共同参画審議会」の設置

平成18年(2006年)4月、広く市民の意見を男女共同参画の施策に反映させるため、男女共同参画審議会を設置。男女共同参画社会の実現に向けた推進体制を整えました。

第三章

計画の基本的考え方

I 計画の基本理念

串間市男女共同参画推進条例第3条に掲げる6項目の基本理念の下に、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指します。

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮
- (3) 意思の形成及び決定への共同参画
- (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立
- (5) 男女の生涯にわたる健康への配慮
- (6) 国際社会における動向への配慮

II 計画が目指す男女共同参画社会の姿

第六次串間市長期総合計画

豊かな自然と共存しみんなで創り育てる多様性と持続性のまち くしま

第3次 串間市男女共同参画基本計画

【基本理念】

男女が互いにその人権を尊重し、多様性を認め合い、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現

【目指す姿】

誰もが人権を尊重し、社会の制度等への配慮がある安心して暮らすことのできる社会

自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる公正で多様性に富んだ持続可能な社会

女性の職業活躍を推進し、少子高齢化等に対応できる豊かで活力ある社会

あらゆる暴力等がなく、誰もが安全・安心に生活できる社会

Ⅲ 重点を置く視点と指標

今回の計画改定に当たっては、骨格となる計画の体系は県の「第4次みやざき男女共同参画プラン」や国の計画を勘案しつつ、社会情勢の変化に応じて見直しを行っています。

その中で、特に地域社会における政策・方針決定過程への女性参画が十分に進んでいないことや、若い世代から男女平等意識を醸成する必要があること、また、従前より、非正規雇用の女性の割合が高く、家事・子育ては女性依存している状況（負担増）など、課題がより顕在化したことから、第3次串間市男女共同参画基本計画においては、以下の事項に重点を置いて各施策に取り組むこととします。

【重点を置く視点】

① 政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向けた支援と連携

② 根強く残る固定的性別役割分担意識の解消に向けた取組や若年世代への男女共同参画の理解の促進

③ 長時間労働の是正等働き方改革の推進や、男女ともに育児休業を取得しやすい職場づくりなど就業環境の整備に向けた関係課等・機関との連携強化

④ 様々なハラスメント・配偶者や交際相手からの暴力の根絶による安全・安心な社会の形成

【主な取組等】

- 県男女共同参画プランとの連携
- 市の審議会への女性委員登用に係るきめ細かな対応
- 男女共同参画センターとの連携強化
- 若年層に対する男女共同参画についての学習機会の充実
- 串間市男女共同参画審議会を中心とした官民一体となった取組の強化
- 女性のロールモデル発信及び女性活躍社会に係る研修会の実施
- 多様な人材が働きやすい職場づくりに向けた取組
- あらゆる暴力の根絶に向けた環境整備や支援体制の構築

IV 施策の柱

I あらゆる分野における参画拡大

男女共同参画社会を実現するためには、男女が共に責任を担い、自らの意思に基づきその個性と能力を十分に発揮することにより、社会のあらゆる分野に参画できることが重要です。

そのような中で、例えば政策・方針決定過程への女性の参画については、管理的職業従事者に占める女性の割合など年々上昇しつつありますが、依然として低い水準にあるなど、社会の中で女性の参画が進んでいない分野も多く存在します。

女性の参画が拡大することは、女性の活躍を促進し、地域経済の発展へつながることはもとより、価値観の多様化が進む中で、様々な視点が確保されることにより、あらゆる人が暮らしやすい社会の実現につながります。

また、長時間労働や転勤を前提とする「男性中心型労働慣行」は、女性への家事・育児・介護等の負担の偏重や、男性の家事等への参画などを阻害する要因となっており、その見直しが求められています。

このため、職場や地域、家庭等で男女が共に支え合い、いきいきと暮らしていけるよう、就業環境の整備や長時間労働の是正等の働き方の見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現、地域等における男女共同参画を促進し、あらゆる分野における女性の参画拡大を推進します。

II 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

男女共同参画社会は、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮することができ、また社会における制度や慣行について配慮がある社会であり、女性にとっても男性にとっても暮らしやすい社会です。

近年、男女共同参画意識は高まりつつあるものの、人々の意識の中に形成された性別に基づく固定的な役割分担意識は根強く残っており、その意識が影響した慣習・慣行は依然として存在しています。

また、男女共同参画は、女性のための取組として認識されることも多く、あらゆる人々にとって必要であるという意識が十分に広まっているとは言えません。

このため、固定的性別役割分担意識を解消し、あらゆる人々にとって男女共同参画が必要であるという認識や理解が広まるよう、教育・学習機会の充実や広報・啓発活動の推進により、男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備を進めていきます。

Ⅲ 一人ひとりの人権が尊重される安全・安心な暮らしの実現

男女共同参画社会の基礎となる理念はすべての人の人権の尊重です。性別にかかわらず一人ひとりの人権が尊重され、差別や偏見のない社会を築いていく必要があります。

また、男女が互いの性差に応じた健康についての理解を深め、生涯にわたり健康を享受できるための取組が必要です。

さらに、新型コロナウイルス感染拡大は、非正規雇用労働者やひとり親世帯、高齢単身世帯など、社会的に弱い立場にある者に、より深刻な影響をもたらしており、このような人々への配慮も求められています。

加えて、地域の防災力の向上を図るため、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立も課題となっています。

性別にかかわらず一人ひとりの人権が尊重される安全・安心な暮らしが実現するよう、あらゆる暴力の根絶に向けた環境づくりや、女性の健康支援、困難に直面する女性等への支援、男女共同参画の視点を取り入れた地域防災力の向上など、総合的な取組を進めていきます。

Ⅳ あらゆる暴力のない安全・安心な社会の形成

すべての暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。特に女性は、配偶者等からの暴力(DV)や性暴力、性犯罪、セクシャルハラスメント等の被害者になることが多く、その被害も深刻であり、早急に対処される必要があります。暴力は、自己肯定感や自尊感情を失わせるほど心への影響も大きく、その後の人生に大きな支障を及ぼすこともある深刻な問題です。

暴力の背景には、固定的な性別役割分担意識や社会的地位、経済力の格差など、男女が置かれた状況の違いや根深い偏見等が存在します。また、SNSなどインターネット上の新しいコミュニケーションツールの広がりに伴い、暴力の被害は一層多様化しています。

このような暴力は、女性に限ったものではなく、男性や子ども、高齢者も被害者になり得るものです。その予防と被害からの回復のための取組を推進していくことは、男女共同参画社会を形成していく上で極めて重要な課題であり、引き続き暴力の根絶に向けた取り組みを進めていきます。

V 計画の体系

施策の柱		施策分野	施策項目
男女共同参画社会の実現	I あらゆる分野における参画拡大 ※ 1	1 社会における政策・方針決定過程への女性の参画拡大	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 (2) 経済分野における女性の参画拡大 (3) 女性の能力発揮への支援
		2 就業環境の整備	(4) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保 (5) 多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備 (6) 女性の就業継続・再就職・起業等のための支援
		3 働き方の見直しと仕事と生活の調和	(7) 仕事と生活の両立支援と働き方の見直し (8) 家庭・地域活動への男女の共同参画の促進 (9) 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護支援策の充実
		4 様々な分野における男女共同参画の推進	(10) 地域活動、環境の分野における男女共同参画の推進 (11) 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進
	II 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	5 男女共同参画の推進に向けた意識改革	(12) 男女共同参画の視点に立った慣習・慣行の見直し (13) 理解と共感を広げる広報・啓発活動の推進 (14) 男女共同参画に配慮したメディア表現の促進
		6 教育・学習を通じた男女共同参画の推進	(15) 子どもたちの男女共同参画の理解の促進 (16) 男女共同参画を推進する学習機会の充実
	III 一人ひとりの人権が尊重される安全・安心な暮らしの実現	7 生涯を通じた健康支援	(17) 性と妊娠・出産等に関する健康と権利に対する支援 (18) 生涯を通じた健康の保持増進対策の推進 (19) 健康に影響を及ぼす問題についての対策の推進
		8 防災分野における男女共同参画の推進	(20) 男女共同参画の視点を反映した地域の防災力向上
	IV あらゆる暴力のない安全・安心な社会の形成	9 女性に対するあらゆる暴力の根絶 ※ 2	(21) 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた環境づくり (22) 配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護・支援体制の充実 (23) セクシュアルハラスメント、性犯罪等対策の推進
		10 困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備 ※ 3	(24) 貧困などの生活上の困難に直面する女性等への支援 (25) 高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

※ 1 女性活躍推進法に基づく推進計画として位置づけ

※ 2 DV防止法に基づく基本計画として位置づけ

※ 3 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づく基本計画に位置づけ

第四章

計画の内容

I あらゆる分野における参画拡大

施策分野1 社会における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

＜基本的考え方＞

男女共同参画社会の形成に当たっては、男女が社会の対等な構成員として、政策・方針決定に共に参画することが極めて重要です。

しかしながら、本市における女性の政策・方針決定過程への参画状況を見ると、市の審議会等委員に占める女性の割合は、近年 25%程度で推移し、全国的に見ても低い水準となっており、市職員の管理職に占める女性の割合など、その他の分野の女性の参画も低調であり、十分に進んでいないのが現状です。

また、経済分野においても、多様な人材の能力活用等の観点から、重要な担い手としての女性の役割を認識し、女性の活躍の機会を拡大していく必要があります。

そのような中、国においては、平成 27 年に成立した「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」を改正し、令和4年4月からは、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定義務が従業員 301 人以上から 101 人以上へ拡大されました。

宮崎県においては、平成 27 年 10 月、企業や関係団体、行政が一体となって、女性はもちろん男性もいきいきと働き、共に活躍する活力ある宮崎の実現を目指して設立した「みやざき女性の活躍推進会議」において、女性の多様な働き方の実現に向けた講演会や研修会などを開催し、賛同する会員企業も増加しています。

一方、本市においては、平成 18 年に設立した串間市男女共同参画審議会を中心に普及・啓発等を行い、アンコンシャスバイアスに関する講演会や男女共同参画社会実現に資する研修会等を開催し、市民意識の醸成などを図っています。

今後も、自治体や企業等における女性活躍の取組を推進するため、行政による更なる働きかけや支援を行うとともに、ポジティブ・アクション(積極的改善措置)の推進などを図りつつ、政策・方針決定過程への女性の参画拡大や経済分野における女性の活躍を進めます。また、ロールモデルとなる女性の情報発信、講座や研修等の学習機会の充実により、政策・方針決定に参画する意欲と能力を高め、あらゆる分野に参画できるよう支援します。

取組項目(1) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

具体的施策

- 女性市職員の登用機会の拡大を図るため、様々な研修、ジョブ・ローテーション及び職員の意欲と能力を生かす組織作り等により、管理職員として必要な経験や能力を備える職員の育成をします。
(総務課)
- 女性教職員の積極的な主任層への登用や、女性が管理職として働きやすい環境づくりを推進します。
(学校政策課)
- 市の審議会等委員について、幅広い分野から女性の人材についての情報の収集を進め、多様な意見を市政に反映できるよう公募による女性委員の登用を推進します。
(市民協働課)
(各課等)
- 男女共同参画センター等が行う男女のニーズに応じた各種能力開発講座について市民へ情報の提供など支援を行います。
(市民協働課)
- 女性の政治分野への参画拡大に向けた気運の醸成を図るための広報・啓発を行います。
(市民協働課)
(選挙管理委員会)
- 自治会、地域連携組織等の地域活動における運営・方針決定の場への女性の参画が進むよう、関係機関等が連携を取りながら、必要な情報の提供などの支援を行います。
(市民協働課)

取組項目(2) 経済分野における女性の参画拡大

具体的施策

- 女性はもちろん男性もいきいきと働くことができる環境づくりを進めるために研修会の開催や情報発信等を行います。
(市民協働課)
(商工観光スポーツランド推進課)
- ロールモデルとなる女性の積極的な情報発信とともに、女性のキャリア醸成のための研修会を実施し、女性の管理職登用を促進します。
(市民協働課)
(総務課)
(商工観光スポーツランド推進課)

- 男女雇用機会均等法の趣旨が周知されるよう普及・啓発を行います。
(商工観光スポーツランド推進課)
- 商工会議所などの関係機関と連携し、創業を目指す女性に対し知識習得や支援制度などについての情報を提供します。
(商工観光スポーツランド推進課)
- 商工会議所等の方針決定過程に女性の意見が反映されるよう普及啓発を行います。
(商工観光スポーツランド推進課)
- 企業が積極的かつ自主的に雇用管理の改善を行うよう、ポジティブ・アクションの取組促進の啓発を行います。
(商工観光スポーツランド推進課)
- 各農林漁業協同組合や農業委員会等において女性役員や委員の登用を進め、農林漁業に携わる女性が経営などの方針決定の場に参画するよう推進します。
(農業振興課)
(農地水産林政課)
(農業委員会)
- 女性農業者組織において、研修会の開催や地域交流の企画・運営などの活動を支援します。
(農業振興課)

取組項目(3) 女性の能力発揮への支援

具体的施策

- 女性が社会で指導的役割を果たす力をつけることができるよう、意欲と能力を高めるための講座や研修を開催します。
(各課等)
- 男女共同参画センター等が行う男女のニーズに応じた各種能力開発講座について市民へ情報を提供し、参加を促進します。
(市民協働課)
- 政策方針決定過程や女性の参画が少なかった分野へチャレンジし活躍されている方を側面的に支援し、様々な分野で活躍する女性の身近なロールモデルとして紹介します。
(市民協働課)
- 女性が活躍する農業の実現に向け、地域のリーダーである農業経営指導士の女性農業者への委嘱を更に進めるとともに、地域女性農業者グループ等の活動を支援します。
(農業振興課)
- 郷土づくりに資する人材育成のため、主に若年層を対象に研修等の機会を提供します。
(総合政策課)

【施策分野1 社会における政策・方針決定過程への女性の参画拡大の重点指標】

指標項目	基準値		目標値	
	年度	数値	年度	数値
市の審議会委員に占める女性の割合	R5	25.8%	R11	48%
市職員の管理職に占める女性の割合	R5	17.6%	R11	30%

基準値：串間市市民協働課、串間市総務課

施策分野2 就業環境の整備

＜基本的考え方＞

女性活躍推進法や働き方改革関連法に基づく取組などにより、女性の年齢階級別労働力率のいわゆる M 字カーブ問題は解消に向かっていますが、依然として、育児や介護等を理由に就業を希望しながら実現していない状況は多くあります。

また、本市の非正規雇用の就業者は男性より女性の割合が高く、男女の賃金格差も縮小傾向にはあるもののいまだ解消にはいたっておらず、雇用の分野における男女の均等な機会の確保等が十分に進んでいるとは言えません。

一方、少子高齢化が本格化し、労働力人口が減少する中で、働きたい人が性別に関わりなくその能力を十分に発揮できる社会づくりは、ダイバーシティの推進や多様な視点によるイノベーションの促進につながり、社会の持続可能な発展や企業の活性化という点からも極めて重要な意義を持っています。

男女が、価値観やライフスタイル等に応じ、多様かつ柔軟な働き方を選択できるよう、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保を推進するとともに、就業の継続や起業あるいは一旦離職しても再就職できる環境整備や、就業意欲と能力を十分に発揮できるための支援を行うことにより、就業環境の整備に取り組みます。

取組項目(4) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

具体的施策

- 男女雇用機会均等法の趣旨が周知されるよう普及・啓発を行います。【再掲】
(商工観光スポーツランド推進課)
- 労働者が性別により差別されることなく、また、仕事と家庭の両立が図られるよう、男女雇用機会均等法などの関係法令や国の助成金制度について、関係機関と連携しながら周知を図ります。
(商工観光スポーツランド推進課)
- 企業が積極的かつ自主的に雇用管理の改善を行うよう、ポジティブ・アクションの取組促進の啓発を行います。【再掲】
(商工観光スポーツランド推進課)
- 女性はもちろん男性もいきいきと働くことができる環境づくりを進めるために研修会の開催や情報発信等を行います。【再掲】
(市民協働課)
(商工観光スポーツランド推進課)
- 多様な働き方の選択が尊重されるよう、女性だけでなく男性の育児休業や介護休業の取得を推進していくほか、テレワークやフレックスタイム制による働き方が選択できるよう市職員の職場環境の整備を図ります。

(総務課)

取組項目(5) 多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備

具体的施策

- 関係機関と連携しながら、育児・介護休業制度、短時間勤務制度、その他の両立支援制度の周知を図るとともに、労働者がこれらの制度を活用しやすい環境の整備を働きかけます。

(商工観光スポーツランド推進課)

- 育児・介護等で長期間離職した女性等に対し、デュアル訓練(企業における実習訓練と教育訓練機関における座学を組み合わせた訓練)を実施するほか、求職者支援制度の活用を促進を図ります。

(商工観光スポーツランド推進課)

- パートタイム労働等の多様な形態で働く労働者の雇用の安定や適正な労働条件等を確保するため、関係機関と連携し、パートタイム労働法及び労働者派遣事業法等の情報提供を行います。

(商工観光スポーツランド推進課)

- 多様な働き方の選択が尊重されるよう、女性だけでなく男性の育児休業や介護休業の取得を推進していくほか、テレワークやフレックスタイム制による働き方が選択できるよう市職員の職場環境の整備を図ります。【再掲】

(総務課)

取組項目(6) 女性の就業継続・再就職・起業等のための支援

具体的施策

- 男女共同参画センターと連携し、就職・再就職、起業、キャリアアップ、社会貢献など、女性の働き方に関する相談や必要な情報提供を行います。

(市民協働課)

(商工観光スポーツランド推進課)

- 政策方針決定過程や女性の参画が少なかった分野へチャレンジし活躍されている方を側面的に支援し、様々な分野で活躍する女性の身近なロールモデルとして紹介します。【再掲】

(市民協働課)

- 商工会議所などの関係機関と連携し、創業を目指す女性に対し知識習得や支援制度などについての情報を提供します。【再掲】

(商工観光スポーツランド推進課)

- 男女がともに仕事と家庭生活を両立させ、継続して就業できるように、また、出産・育児等で一旦離職した女性が再就職できるように、セミナーの実施等、働きやすい職場環境づくりを支援します。

(商工観光スポーツランド推進課)

- 育児・介護等で長期間離職した女性や就職を希望する母子家庭の母等に対し、職業訓練や就職支援を一体となって実施することで、離職した女性の再就職等を促進します。

【再掲】

(商工観光スポーツランド推進課)

【施策分野2 就業環境の整備の重点指標】

指標項目	基準値		目標値	
	年度	数値	年度	数値
仕事内容の男女間における平等の割合	R5	39.7%	R11	45%

基準値: 男女共同参画社会づくりのための市民意識調査集計結果報告(令和5年10月)

施策分野3 働き方の見直しと仕事と生活の調和

＜基本的考え方＞

一人ひとりが仕事と家庭、地域活動、趣味や自己啓発などをバランスよく充実させ、自分の望む生き方ができる「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現は、私たちの健康を維持し、自己実現を可能にするとともに、男性の家庭生活への参画や、女性の就業継続、政策・方針決定過程への参画を進める上でも不可欠です。

しかしながら、働く場面においては、勤続年数を重視しがちな年功的な処遇の下、長時間労働や転勤を当然とする男性中心型労働慣行が依然として根付いており、育児・介護等と両立しつつ能力を十分に発揮して働きたい女性が思うように活躍できない背景となっています。また、男性の長時間労働は、家事・育児・介護等への男性の主体的な参画を困難にし、男性自身の仕事と生活の調和を阻害する要因になっています。

その結果、男性の家事・育児・介護等への参画は進んでおらず、負担が女性に偏っているのが現状です。

さらに、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、女性により負担が偏る結果となりましたが、一方で、短時間勤務や時差出勤の活用、テレワークの導入などが進み、多様で柔軟な働き方に関する新たな可能性もでてきています。

男女が共に働きやすく、暮らしやすい社会を実現するため、行政、企業、団体、労働者などが連携して長時間労働の是正等働き方を見直し、子育て・介護支援策の充実等に取り組むことにより、仕事と生活の調和の実現に向けた取組を推進します。

取組項目(7) 仕事と生活の両立支援と働き方の見直し

具体的施策

- ポスターやパンフレットの掲示及び配布により、仕事・家庭生活・地域活動の調和を図るための普及・啓発を行います。

(市民協働課)

- 市が、率先して職員の仕事と子育ての両立支援に取り組むことにより、民間事業所の取組の促進を図ります。

(総務課)

- 仕事と生活の両立支援に積極的な企業を広く紹介することで先進企業の社会的評価の向上を図るとともに、仕事と生活の両立支援制度等の情報提供を行います。

(商工観光スポーツランド推進課)

- 仕事と生活の両立が可能となるよう、講演会の開催や広報誌等への掲載による周知広報により、働き方の見直しや多様な働き方について、理解の促進を図ります。

(市民協働課)

(商工観光スポーツランド推進課)

- 関係機関と連携しながら、育児・介護休業制度、短時間勤務制度、その他の両立支援制度の周知を図るとともに、労働者がこれらの制度を活用しやすい環境の整備を働きかけます。【再掲】

(商工観光スポーツランド推進課)

- 多様な働き方の選択が尊重されるよう、女性だけでなく男性の育児休業や介護休業の取得を推進していくほか、テレワークやフレックスタイム制による働き方が選択できるよう市職員の職場環境の整備を図ります。【再掲】

(総務課)

- 関係機関と連携し、雇用の維持、長時間労働の抑制等の「働き方改革」や男性も含めた育児休業の取得促進の取組、正規雇用の拡大や労働条件の改善等について、企業・関係団体へ継続して働きかけます。

(商工観光スポーツランド推進課)

取組項目(8) 家庭・地域活動への男女の共同参画の促進

具体的施策

- 男女が相互に協力し、家事、育児、介護や地域活動への参画を促進するための広報・啓発活動を行います。

(市民協働課)

(福祉事務所)

(医療介護課)

- ボランティアやNPO活動の活性化を通じて、各種地域活動への男女の積極的な参画を促進します。

(市民協働課)

- 男性の家事への参画を推進するため、意識改革に向けた啓発や男性のための各種講座を開催します。

(医療介護課)

(生涯学習課)

- 学校教育、家庭教育などを通じ男女共同参画の意識を醸成するとともに、地域ぐるみによる子育て支援の環境づくりを推進します。

(学校政策課)

(生涯学習課)

取組項目(9) 多様なライフスタイルに対応した子育て・介護支援策の充実

具体的施策

- 高齢者が住み慣れた地域で尊厳を保ちながら安心して生活できるように、地域における介護予防の充実、日常生活に必要となる支援サービスの充実を推進します。
(医療介護課)
- 高齢者が安心して暮らせるよう、生活・介護等に関する総合的な相談や虐待などの権利擁護、認知症高齢者を支援する認知症サポーター養成など、包括的な支援事業を行います。
(福祉事務所)
(医療介護課)
- 市役所庁舎の環境整備として更衣スペース等の配置について検討します。
(財務課)
- 放課後児童クラブの運営支援を行うなど、放課後児童対策を推進します。
(福祉事務所)
- 病児・病後児保育、障がい児保育など保育サービスの充実を推進します。
(福祉事務所)
- 関係機関と連携しながら、育児・介護休業制度、短時間勤務制度、その他の両立支援制度の周知を図るとともに、労働者がこれらの制度を活用しやすい環境の整備を働きかけます。【再掲】

(商工観光スポーツランド推進課)

【施策分野3 働き方の見直しと仕事と生活の調和の重点指標】

指標項目	基準値		目標値	
	年度	数値	年度	数値
市職員の育児休業取得率	R5	男性 0% 女性 100%	R11	男性 85% 女性 100%
家庭生活または地域活動と仕事を同じように両立できている人の割合	R5	23.3%	R11	30%

基準値：串間市総務課、男女共同参画社会づくりのための市民意識調査集計結果報告
(令和5年10月)

施策分野4 様々な分野における男女共同参画の推進

＜基本的考え方＞

人口減少や少子高齢化が進展する中、それぞれの地域において、男女とも希望に応じて安心して働き、暮らしていくことができる活力ある地域社会の実現が必要です。

これまで、自治会、地域連携組織等、地域団体における役職については、男性がその多くを占めていました。しかしながら、地域社会を、活力ある持続可能なものとするためには、性別にかかわらず誰もが地域活動や地域づくりに参画することが重要です。また、持続可能な社会の実現に向けて、社会貢献活動や環境保全等に関する女性の高い関心や実践的な経験等をより広く生かすことが必要です。このようなことから、地域活動や環境分野における男女共同参画を推進します。

一方、農山漁村においては、6次産業化の進展に伴い、女性の役割の重要性は高まっています。女性が男性の対等なパートナーとして経営等に参画できるよう、女性の経営上の位置付けの明確化に向けた取組を推進するほか、特産品の加工・販売やネットワークづくりを行う女性グループの支援等を行い、農山漁村における男女共同参画を推進します。

取組項目(10) 地域活動、環境の分野における男女共同参画の推進

具体的施策

- 男女共同参画に関して自主的活動を行っている団体・グループの活動を支援します。
(各課等)
- 地域づくりの根幹である自治会や地域連携組織の活動に誰もが参画でき、より広がりをもった活動となるよう固定的性別役割分担意識に基づく慣習や慣行の見直しを進めるとともに、男女共同参画の推進に向けた啓発を行います。
(市民協働課)
- 自治会等の地域活動における運営・方針決定の場への女性の参画が進むよう、関係機関等が連携を取りながら、必要な情報の提供などの支援を行います。
(市民協働課)
- 環境保全に関する女性の高い関心や経験などを生かした環境保全活動を促進するため、環境保全アドバイザーや地球温暖化防止活動推進員による活動を支援します。
(市民協働課)
- ボランティアやNPO活動の活性化を通じて、各種地域活動への男女の積極的な参画を促進します。【再掲】
(市民協働課)

取組項目(11) 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進

具体的施策

- 女性農業者グループが行う地域資源を活用した特産品開発等の活動を支援します。
(農業振興課)
- 森林・林業・木材産業に関わりや興味がある女性同士の交流を促進し、女性参入を図るとともに、女性の視点による森林・林業の情報発信を推進します。
(農地水産林政課)
- 農林水産業の雇用現場で作業に従事する女性の働き方改革(作業環境の整備への支援等)を推進します。
(農業振興課)
(農地水産林政課)
- 農水産業分野において、女性がいきいきと活躍することで、経営の発展や地域の活性化につながるよう、固定的役割分担意識の解消などの意識改革に努め、経営参画を推進します。
(農業振興課)
(農地水産林政課)
- 女性の知恵と感性を生かした地域特産品の加工・販売・エコツーリズムなどの経営多角化や起業活動の取組を支援します。
(農業振興課)
(農地水産林政課)
(商工観光スポーツランド推進課)
- 農協・漁協の女性部や女性加工グループなどが行うネットワークづくり、食育・地産地消の取組などを支援します。
(農業振興課)
(農地水産林政課)
- 家族経営の農業者において、すべての人が適正に評価されるよう、家族間の役割分担や就業条件を明確にする家族経営協定を推進します。
(農業委員会)
- 酪農ヘルパー組織の活動を支援し、女性農業者の経営に対する意欲向上と定休型酪農の実現を推進します。
(農業振興課)

【施策分野4 様々な分野における男女共同参画の推進の重点指標】

指標項目	基準値		目標値	
	年度	数値	年度	数値
地域連携組織に占める女性委員の割合	R5	21.8%	R11	35.0%

基準値: 串間市市民協働課

Ⅱ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

施策分野5 男女共同参画の推進に向けた意識改革

＜基本的考え方＞

固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャスバイアス）は、往々にして年少の頃から長年にわたり形成されており、このような意識や固定観念は、女性のみならず男性にとっても、多様な生き方を選択する際の障害となっています。

男女共同参画社会を実現するためには、固定的性別役割分担意識にとらわれず、職場、学校、地域、家庭等のあらゆる場面で男女がお互いを尊重し、共に責任を分かち合いながら支え合うこと、性別に関わりなくそれぞれの個性や能力を生かした多様な生き方を認めることの大切さを一人ひとりが理解することが重要です。男女共同参画に関する認識を深めていけるよう、分かりやすい広報・啓発や情報提供などによる意識改革に取り組みます。

取組項目(12) 男女共同参画の視点に立った慣習・慣行の見直し

具体的施策

- 地域のしきたりや慣習が、男女共同参画に配慮され、必要に応じて見直されるよう、広報・啓発に取り組みます。

（市民協働課）

- 職場、家庭などにおいて、男性と女性に中立でない慣行等については、男女共同参画の視点に立って見直しが進められるよう、広報・啓発に取り組みます。

（市民協働課）

- 男女共同参画の視点に立った慣習・慣行の見直しが図られるよう、男女共同参画に関する相談体制の充実を図ります。

（市民協働課）

- 「男女共同参画週間」や「人権啓発強調月間」、「人権週間」など、各種の機会を通じて、男女共同参画や人権等に関する市民の認識を深める広報・啓発を行います。

（市民協働課）

（総務課）

取組項目(13) 理解と共感を広げる広報・啓発活動の推進

具体的施策

- 男女共同参画の理解促進を図るため、対象やテーマ、年代に応じ、戦略的に広報・啓発に取り組みます。
(市民協働課)
- 広報くしまをはじめ、市公式サイトやSNSなどのメディアを活用し、「男女共同参画週間」や「人権啓発強調月間」、「人権週間」など各種の機会を通じて、男女共同参画や人権等に関する市民の認識を深める広報・啓発を推進します。
(市民協働課)
(総務課)
- 男女共同参画に関する法令や市の計画について、理解を広げるための広報・啓発を推進します。
(市民協働課)
- 男女共同参画の意義について市民が理解を深めることができるよう、広報・啓発活動を推進します。
(市民協働課)
- 新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等、多様なメディアを通じて、固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込みの解消につながる広報・啓発を推進します。
(市民協働課)
- 学校や家庭において児童生徒と保護者が人権について考えるための講演会や人権教室等を開催し、人権尊重の精神の醸成を図ります。
(総務課)
(学校政策課)

取組項目(14) 男女共同参画に配慮したメディア表現の促進

具体的施策

- 市が作成する広報誌や文書等において、性別に基づく固定観念にとらわれず、男女共同参画の視点に立った表現となるよう配慮します。
(各課等)
- 男女共同参画に関する情報を正しく理解する能力の育成や、自他の権利を尊重して責任ある行動をとるなど、メディア・リテラシーの育成・向上を促進します。
(市民協働課)

【施策分野5 男女共同参画の推進に向けた意識改革の重点指標】

指標項目	基準値		目標値	
	年度	数値	年度	数値
固定的性別分担意識(「男は仕事、女は家庭」という考え)に反対する割合	R5	53.2%	R11	70.0%
社会全体における男女の地位の平等感	R5	20.4%	R11	45.0%

基準値: 男女共同参画社会づくりのための市民意識調査集計結果報告書(令和5年10月)

施策分野6 教育・学習を通じた男女共同参画の推進

＜基本的考え方＞

男女共同参画社会を築いていくためには、次代を担う子どもたちが、子どもの頃から男女共同参画の理解を深め、性別によってその可能性を狭められることなく、それぞれの個性と能力を発揮できるよう成長していくことが重要です。

子どもたちが、男女が協力し家庭生活を築くことや社会へ参画することの重要性について理解を深め、固定的性別役割分担意識にとらわれることなく将来を見通した自己形成ができるよう環境整備に取り組み、子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進を図ります。

また、あらゆる世代の人々が生涯にわたり男女共同参画の視点を学び、社会参画の意識を高めることができるよう、講座の開催や情報提供等による学習機会の充実を図ります。

取組項目(15) 子どもたちの男女共同参画の理解の促進

具体的施策

- 子どもたちの頃からの男女共同参画の理解を促進し、将来を見通した自己形成ができるよう、広報・啓発を推進します。

(学校政策課)

- 児童生徒を対象に人権に関する作文、図画・ポスターを募集することにより、その制作を通じて、子どもたちが豊かな人権感覚を身に付けられるよう促します。

(学校政策課)

- 児童生徒が、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、社会性や勤労観・職業観を持ち、主体的に進路選択できる力を身に付けることができるよう、職場体験やインターンシップなどの体験活動等も実施しながら、総合的にキャリア教育を推進します。

(学校政策課)

- 児童生徒が性に関して正しく理解するとともに、自己や他者の命を大切に、適切な意思決定や行動選択ができるように性に関する指導を、医療機関等と連携しながら推進します。

(学校政策課)

(医療介護課)

(市民病院)

- 児童生徒の人権感覚を育むため、人権尊重に関する正しい知識を身につけることができるよう、啓発を推進します。

(総務課)

- 児童生徒が使用するスマートフォンのフィルタリング普及、インターネット、スマートフォンの使用に絡む児童被害防止のための広報・啓発を推進します。

(学校政策課)

取組項目(16) 男女共同参画を推進する学習機会の充実

具体的施策

- 男女共同参画を学習する対象者の年代や課題に対応したきらめき出前講座等の学習機会を提供します。

(生涯学習課)

- 男性の家事への参画を推進するため、意識改革に向けた啓発や男性を対象とした各種講座を開催します。

(医療介護課)

(生涯学習課)

- 「男女共同参画週間」、「人権週間」、「農山漁村女性の日」等、多様な機会を捉えて研修会を開催するなど、より多くの市民に対して男女共同参画を学習する機会を提供します。

(各課等)

- 児童生徒が、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、社会性や勤労観・職業観を持ち、主体的に進路選択できる力を身に付けることができるよう、職場体験やインターンシップなどの体験活動等も実施しながら、総合的にキャリア教育を推進します。【再掲】

(学校政策課)

- 高齢者を対象とした学級講座などにおいて、男女共同参画の視点に立った講座の運営を行います。

(生涯学習課)

(福祉事務所)

- 市内の小中学校において、学校単位に家庭教育学級を開設し、保護者などが男女共同参画について正しい理解と認識を深める機会となるよう、組織的な学習を行います。

(学校政策課)

(生涯学習課)

【施策分野6 教育・学習を通じた男女共同参画の推進の重点指標】

指標項目	基準値		目標値	
	年度	数値	年度	数値
各種講座等の参加者数	R5	1,587 人	R11	2,130 人

基準値:生涯学習課、医療介護課

Ⅲ 一人ひとりの人権が尊重される安全・安心な暮らしの実現

施策分野7 生涯を通じた健康支援

＜基本的考え方＞

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会を形成するに当たっての基本的な条件と言えます。特に女性は、思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期と、心身の状況が年代によって大きく変化する特性があることを男女ともに留意する必要があります。

本市の女性の健康を取り巻く状況としては、周産期の医療の充実は図られてきましたが、県の人工妊娠中絶実施率が全国よりも高い水準で推移しており、女性特有のがんである子宮がん・乳がんの検診受診率も低調であるなどの課題があります。

国際的に重要視されている「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)」の視点に配慮しつつ、男女が互いを尊重し、性差を理解し合って健やかに暮らすことができるよう、生涯を通じた健康支援に総合的に取り組みます。

取組項目(17) 性と妊娠・出産等に関する健康と権利に対する支援

具体的施策

- 安心して子どもを産むことができる体制の一層の推進を図るため、不妊治療や不育症治療を受ける夫婦に対する経済的支援を行うとともに、不妊に悩む夫婦に対する相談体制の充実及び不妊治療等への理解を深め、治療を受けやすい環境とするための啓発に取り組みます。

(福祉事務所)

- リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)に関する正しい知識を広く社会に普及させるため、広報・啓発に取り組みます。

(医療介護課)

- 妊婦健康診査受診券を配布し、費用の一部を助成することにより、妊婦の健康管理と経済的な負担軽減に取り組みます。

(福祉事務所)

- 性に関する正しい知識を持ち、自分と他者の心身を大切にする意識を育むため、児童・生徒の発達段階に応じた性教育に取り組みます。

(学校政策課)

取組項目(18) 生涯を通じた健康の保持増進対策の推進

具体的施策

- 市民協働による健康づくりの推進と健康への意識向上を図るため、健康づくり創出を目的とした活動団体を支援します。
(医療介護課)
- 生涯にわたるスポーツを推進するため、指導者の育成に取り組むほか、健康づくりイベントやスポーツ大会などを開催します。
(生涯学習課)
- 女性特有の疾患や健康問題の相談に応じるため、相談体制の充実を図ります。
(医療介護課)

取組項目(19) 健康に影響を及ぼす問題についての対策の推進

具体的施策

- 市職員のストレスや悩みに関する相談体制を充実させるとともに、うつ病などの予防に向けた取り組みを行います。
(総務課)
- 薬物に関する正しい知識の普及啓発を行い、乱用防止を推進します。
(市民協働課)
(生涯学習課)
(学校政策課)
- 女性特有のがんの予防と早期発見のため、がんに関する正しい知識の普及啓発やがん検診の受診率向上対策に取り組むほか、相談支援体制の充実など総合的ながん対策の推進を図ります。
(医療介護課)
- 世界エイズデーにあわせ、シンボルであるレッドリボンツリーやポスターを掲示することで、エイズに関する知識の普及を図ります。
(医療介護課)
- 飲酒や喫煙が及ぼす健康への影響について、正確な情報の提供を行います。
(医療介護課)
(市民病院)
- 自殺を予防するための対策として、相談業務や啓発事業、セミナー開催による人材育成など総合的な取り組みを行います。
(医療介護課)

【施策分野7 生涯を通じた健康支援の重点指標】

指標項目		基準値		目標値	
		年度	数値	年度	数値
女性特有疾患に係る検診受診率	乳がん	R4	14.1%	R11	20.0%
	子宮頸がん	R4	15.7%	R11	25.0%

基準値：地域保健・健康増進事業報告

施策分野8 防災分野における男女共同参画の推進

＜基本的考え方＞

東日本大震災や熊本地震など、これまでの大規模災害では、避難所において女性用の物資が不足したり、プライバシーが十分に確保されていなかったりするなど、様々な場面において男女共同参画の視点が不十分な状況が報告されました。

近年は自然災害が多発するとともに、南海トラフ地震の発生が予測されているところでもあり、過去の経験や課題を踏まえ、男女共同参画の視点を取り入れた災害対応が不可欠となっています。

本市では、「串間市地域防災計画」において、避難所運営や物資調達における女性への配慮など男女共同参画の視点が盛り込まれており、これを着実に実施することが必要です。

今後とも、市民、事業者、自主防災組織及び行政が、それぞれの立場で自助、共助及び公助を実践し、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大するなど、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図ります。

取組項目(20) 男女共同参画の視点を反映した地域の防災力向上

具体的施策

- 災害対応における様々な課題について、男女のニーズの違いなど具体的な配慮がなされるよう、関係団体の意見を聞くなどし、必要に応じて地域防災計画の見直しの検討を行います。

(危機管理課)

- 性の違いに配慮した防災対策を推進するため、女性の防災士の取得を促進するための啓発に取り組みます。また、防災分野における政策・方針決定過程における女性登用に取り組みます。

(危機管理課)

- 高齢者や障がい者、外国人、乳幼児、女性などあらゆる人に配慮した防災知識の普及や防災情報を提供します。

(危機管理課)

- 高齢者や障がい者、外国人、乳幼児、女性などあらゆる人に配慮した避難所環境の整備を検討します。

【施策分野8 防災分野における男女共同参画の推進の重点指標】

指標項目	基準値		目標値	
	年度	数値	年度	数値
市内における女性防災士の割合	R5	50.0%	R11	50.0%

基準値：串間市危機管理課

IV あらゆる暴力のない安全・安心な社会の形成

施策分野9 女性に対するあらゆる暴力の根絶

＜基本的考え方＞

全ての暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その対象の性別や、加害者と被害者との間柄を問わず、許されるべきものではありません。

暴力による被害は、自己肯定感や自尊感情を失わせるなど、心への影響も大きく、その後の人生に大きな支障を来すことにつながることもある深刻な問題です。

特に女性は、配偶者等からの暴力(DV)や、性暴力・性犯罪の被害者になることが多く、その被害も深刻です。また、近年、SNSなどインターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、これを利用した性犯罪など、暴力をめぐる状況は一層多様化しています。

女性に対する暴力の背景には、固定的な性別役割分担意識や社会的地位、経済力の格差など、男女が置かれた状況の違いや根深い偏見等が存在します。

暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。配偶者等からの暴力(DV)、性犯罪、売買春、人身取引、ストーカー行為、セクシュアルハラスメントなど、女性に対するあらゆる暴力の予防と根絶に向けた広報・啓発活動の推進や被害者の保護、自立支援に向けた対策の充実を進めます。

取組項目(21) 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた環境づくり

具体的施策

- 「女性に対する暴力をなくす運動」期間のほか、様々な機会を捉え、女性に対する暴力を許さない社会環境づくりに向けて、広報・啓発活動を推進します。

(市民協働課)

- 安全・安心の確保に役立つ情報の提供をし、市民の生活空間の安全対策を一層強化するとともに、配偶者等暴力事案等への迅速かつ的確な対応を行います。

(市民協働課)

取組項目(22) 配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護・支援体制の充実

具体的施策

- DVを未然に防止するための広報・啓発を進めるとともに、DVに関する相談窓口の周知を図ります。

(市民協働課)

- 中・高校生などの若年層を対象に、交際相手からの暴力(デートDV)の防止に関する広報・啓発を行います。

(市民協働課)

(学校政策課)

- 被害者の置かれた多様な状況に適切に対応するため、各種相談窓口における相談機能を更に充実するとともに、関係機関が相互に協力し緊密な連携の下、被害者の意志を尊重したきめ細かな支援を行います。

(市民協働課)

(福祉事務所)

- DV相談窓口の明確化や市による研修会等の実施、DV対策基本計画策定など、地域の実情に応じたDV対策への取組を支援します。

(市民協働課)

- 市営住宅の入居に当たって、居住の安定を図る必要があるDV被害者世帯に対して、優先的選考を実施します。

(都市建設課)

- ストーカー、配偶者からの暴力等の恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案については、被害者やその家族等の安全確保を最優先に、認知の段階からの組織的な対応を推進します。

(市民協働課)

(福祉事務所)

取組項目(23) セクシュアルハラスメント、性犯罪等対策の推進

具体的施策

- 職場や地域社会、教育の場などにおいて、性犯罪・性暴力は決して許されるものではないという社会の意識を醸成するとともに、未然に防止するための広報・啓発活動を推進します。

(市民協働課)

(学校政策課)

(商工観光スポーツランド推進課)

- 性暴力被害者等の心身の負担が軽減され、安心して相談、医療、カウンセリングなどを受けることができるよう、関係機関と連携した支援体制を構築します。

(福祉事務所)

(医療介護課)

(市民病院)

- セクシュアルハラスメントの防止に向け、市職員研修を実施するとともに、相談窓口の充実を図ります。

(総務課)

- 学校におけるセクシュアルハラスメント防止に向けた研修会等の実施を推進します。
(学校政策課)
- 性犯罪等被害者の支援に関する広報・啓発を強化するとともに、性犯罪被害者への精神的、経済的支援など、総合的な支援を推進します。
(市民協働課)
(福祉事務所)

【施策分野9 女性に対するあらゆる暴力の根絶の重点指標】

指標項目	基準値		目標値	
	年度	数値	年度	数値
DV等を受けたとき誰(どこ)かに相談した割合	R5	50.0%	R11	65.0%

基準値:男女共同参画社会づくりのための市民意識調査集計結果報告書(令和5年10月)

施策分野10 困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備

<基本的考え方>

高齢化の進展、単身世帯やひとり親世帯の増加、非正規雇用労働者の増加など、社会の変化を背景に、幅広い層で困難を抱える人が増加しています。特に女性は、高齢単身世帯に占める割合が高いこと、ひとり親世帯の多くが母子世帯であること、非正規雇用労働者の割合が高いこと、賃金の男女格差があることなどから、貧困などの生活上の困難に陥りやすい状況にあります。さらに、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、女性の非正規雇用者の割合が高い飲食サービス業等の就業者数が大きく減少するなど、女性により大きな影響が現れており、これまで表面化してこなかった女性の窮状、貧困等の問題が顕在化してきました。

また、施策の推進に当たっては、障がいがあること、外国人であることなどに加え、女性であることで更に複合的な困難を抱える場合があることや、性的指向や性自認を理由として困難な状況に置かれている人々がいることに留意する必要があります。

男女共同参画の視点に立ち、様々な困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備を進めます。

取組項目(24) 貧困などの生活上の困難に直面する女性等への支援

具体的施策

- ひとり親家庭が自立し、安定した生活を送ることができるよう、児童扶養手当の支給や医療費の助成、生活資金貸付などの経済的支援のほか、就労支援、相談体制を整備するなど総合的な支援に取り組みます。

(福祉事務所)

- 生活保護法に基づき、生活に困窮する市民に対し各種扶助費(生活、教育、住宅、医療、出産、生業、葬祭、介護)を支給し、文化的で最低限度の生活を保障するとともに自立の助長を図ります。

(福祉事務所)

- 生活困窮世帯(学用品や給食費の支払いが困難な家庭)に対し、学用品、給食等に係る費用の一部を援助します。

(学校政策課)

- 経済的理由で医療費を負担することが困難な家庭の児童生徒の疾病等を治療するため、医療費の助成を行います。

(福祉事務所)

- 市営住宅の入居に当たって、居住の安定を図る必要があるひとり親世帯に対して、優先的選考を実施します。

(都市建設課)

取組項目(25) 高齢者、障がい者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

具体的施策

- 高齢者が住みなれた地域で尊厳を保ちながら安心して生活できるように、地域における介護予防の充実、日常生活に必要となる支援サービスの充実を図ります。

(医療介護課)

- 高齢者がその経験と能力を生かして働く機会を提供したり、各種講座等を開催することにより、高齢者の社会参画の促進に努めます。また、このような活動を支援する団体への運営費等を助成します。

(福祉事務所)

(医療介護課)

(生涯学習課)

- 地域包括センターにおいて、介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的マネジメント、地域の総合相談窓口、高齢者の権利擁護事業を行います。

(医療介護課)

- 年齢や性別、障がいの有無、国籍など個人の特性にかかわらず、全ての人が生きがいを持って暮らすことができる環境づくりを推進します。

(市民協働課)

(福祉事務所)

- 障がい者の雇用について、企業等の理解を深めるとともに、就労支援機関の一層の連携により、障がい者の就業を促進します。

(商工観光スポーツランド推進課)

(福祉事務所)

- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等を踏まえ、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約する障がいを理由とする差別の解消及び社会的障壁の除去に関する取組を推進するとともに、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」等を踏まえ、障がい者虐待の防止等障がい者の権利擁護のための取組を行います。

(福祉事務所)

- 高年齢者に対し、臨時的、短期的な就業の場を提供するシルバー人材センターへの支援に取り組みます。

(福祉事務所)

- 生活者としての外国人が安心して暮らせる環境を整備するため、行政・生活全般に関する情報提供や異文化理解など日本人住民の意識啓発に取り組み、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、地域社会の構成員として共に生きていく多文化共生社会づくりを進めます。

(市民協働課)

(総務課)

- 市営住宅の入居に当たって、居住の安定を図る必要がある高齢者世帯、障がい者世帯に対して、優先的選考を実施します。

(都市建設課)

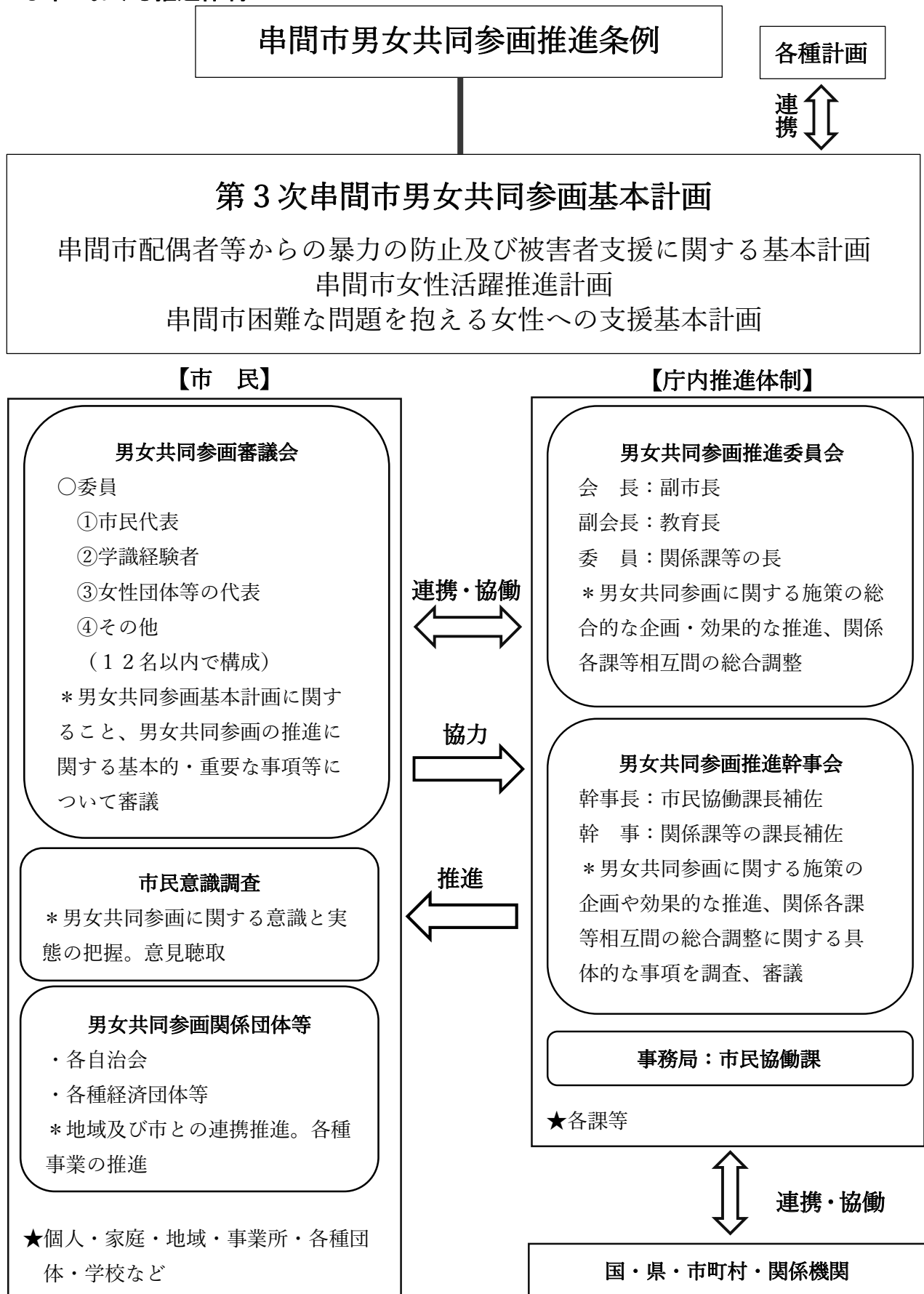
【施策分野10 困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備の重点指標】

指標項目	基準値		目標値	
	年度	数値	年度	数値
困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の認知度	—	—	R11	70%

第五章

推進体制

●市における推進体制



参考資料

男女共同参画社会基本法

公布:平成 11 年6月 23 日法律第 78 号

施行:平成 11 年6月 23 日

改正:平成 11 年7月 16 日法律第 102 号

平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号

目次

前文

第1章総則(第1条—第 12 条)

第2章男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第 13 条—第 20 条)

第3章男女共同参画会議(第 21 条—第 28 条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、

社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第 10 条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第 11 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第 12 条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第 13 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第 14 条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第 15 条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第 16 条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第 17 条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その

他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章男女共同参画会議

(設置)

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

(議長)

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10 分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 10 分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第 26 条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則(平成 11 年6月 23 日法律第 78 号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附則(平成 11 年7月 16 日法律第 102 号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 88 号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日＝平成 13 年1月6日)

一 略

二 附則第 10 条第1項及び第5項、第 14 条第3項、第 23 条、第 28 条並びに第 30 条の規定公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第 28 条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第 30 条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則(平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号)抄
(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成 13 年1月6日から施行する。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

目次

第1章総則(第1条—第4条)

第2章基本方針等(第5条・第6条)

第3章事業主行動計画等

第1節事業主行動計画策定指針(第7条)

第2節一般事業主行動計画等(第8条—第18条)

第3節特定事業主行動計画(第19条)

第4節女性の職業選択に資する情報の公表(第20条・第21条)

第4章女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置(第22条—第29条)

第5章雑則(第30条—第33条)

第6章罰則(第34条—第39条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一

員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

（基本方針）

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活にお

ける活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画等

（一般事業主行動計画の策定等）

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であつて、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他

のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第14条第1項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- 一 第9条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

（基準に適合する認定一般事業主の認定）

第 12 条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）第 13 条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第 76 号）第 29 条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

（特例認定一般事業主の特例等）

第 13 条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも1回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

（特例認定一般事業主の表示等）

第 14 条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第 10 条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

（特例認定一般事業主の認定の取消し）

第 15 条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第 12 条の認定を取り消すことができる。

- 一 第 11 条の規定により第9条の認定を取り消すとき。
- 二 第 12 条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第 13 条第2項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第 12 条の認定を受けたとき。

（委託募集の特例等）

第 16 条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が 300 人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 36 条第1項及び第3項の規定は、当該

構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第 37 条第2項の規定は前項の規定による届出があつた場合について、同法第5条の3第1項及び第3項、第5条の4、第 39 条、第 41 条第2項、第 48 条の3、第 48 条の4、第 50 条第1項及び第2項並びに第 51 条の2の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第 40 条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第 50 条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第 37 条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 16 条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第 41 条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第 36 条第2項及び第 42 条の2の規定の適用については、同法第 36 条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第 42 条の2中「第 39 条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 16 条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第 17 条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第 18 条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする

一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第 19 条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第 20 条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

- 2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第 21 条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

- 第 22 条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第 23 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

- 第 24 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。
- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な

施策を実施するように努めるものとする。

（啓発活動）

第 25 条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第 26 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第 27 条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第 22 条第 1 項の規定により国が講ずる措置及び同条第 2 項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第 22 条第 3 項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前 2 項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第 28 条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第 29 条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第 30 条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第7項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第 31 条 厚生労働大臣は、第 20 条第1項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第8条第1項に規定する一般事業主又は第 20 条第2項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第8条第7項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第 32 条 第8条、第9条、第 11 条、第 12 条、第 15 条、第 16 条、第 30 条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第 33 条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第 34 条 第 16 条第5項において準用する職業安定法第 41 条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 35 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 22 条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第 28 条の規定に違反して秘密を漏らした者

第 36 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 16 条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第 16 条第5項において準用する職業安定法第 37 条第2項の規定による指示に従わなかつ

た者

三 第 16 条第5項において準用する職業安定法第 39 条又は第 40 条の規定に違反した者

第 37 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金に処する。

一 第 10 条第2項(第 14 条第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

二 第 16 条第5項において準用する職業安定法第 50 条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第 16 条第5項において準用する職業安定法第 50 条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 51 条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第 38 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 34 条、第 36 条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第 39 条 第 30 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20 万円以下の過料に処する。

附則抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3章(第7条を除く。)、第5章(第 28 条を除く。)及び第6章(第 30 条を除く。)の規定並びに附則第5条の規定は、平成 28 年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成 38 年3月 31 日限り、その効力を失う。

2 第 22 条第3項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第4項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第 28 条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第3条 前条第2項から第4項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第4条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則(平成 29 年3月 31 日法律第 14 号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成 29 年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第1条中雇用保険法第 64 条の次に1条を加える改正規定及び附則第 35 条の規定公布の日

二及び三略

四 第2条中雇用保険法第 10 条の4第2項、第 58 条第1項、第 60 条の2第4項、第 76 条第2項及び第 79 条の2並びに附則第 11 条の2第1項の改正規定並びに同条第3項の改正規定(「100 分の 50 を」を「100 分の 80 を」に改める部分に限る。)、第4条の規定並びに第7条中育児・介護休業法第 53 条第5項及び第6項並びに第 64 条の改正規定並びに附則第5条から第8条まで及び第 10 条の規定、附則第 13 条中国国家公務員退職手当法(昭和 28 年法律第 182 号)第 10 条第 10 項第5号の改正規定、附則第 14 条第2項及び第 17 条の規定、附則第 18 条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第 19 条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和 46 年法律第 68 号)第 38 条第3項の改正規定(「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める部分に限る。)、附則第 20 条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和 51 年法律第 33 号)第 30 条第1項の表第4条第8項の項、第 32 条の 11 から第 32 条の 15 まで、第 32 条の 16 第1項及び第 51 条の項及び第 48 条の3及び第 48 条の4第1項の項の改正規定、附則第 21 条、第 22 条、第 26 条から第 28 条まで及び第 32 条の規定並びに附則第 33 条(次号に掲げる規定を除く。)の規定平成 30 年1月1日

(罰則に関する経過措置)

第 34 条 この法律(附則第1条第4号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第 35 条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則(令和元年6月5日法律第 24 号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施

行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第3条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第4条の改正規定並びに次条及び附則第6条の規定公布の日
- 二 第2条の規定公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第5条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第6条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第7条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条—第五条の四)

第三章 被害者の保護(第六条—第九条の二)

第四章 保護命令(第十条—第二十二條)

第五章 雑則(第二十三条—第二十八条)

第五章の二 補則(第二十八条の二)

第六章 罰則(第二十九条—第三十一条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護(被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。)を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
 - 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
 - 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(女性相談支援員による相談等)

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

(女性自立支援施設における保護)

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

(協議会)

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者(第五項において「関係機関等」という。)により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(秘密保持義務)

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要

に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十一年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

（接近禁止命令等）

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫（以下この章において「身体に対する暴力等」という。）を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消され

た場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。)からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令(以下「接近禁止命令」という。)を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報(電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。))の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。)をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。)に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置(当該装置の位置に係る位置情報(地理空間情報活用推進基本法(平成十九年法律第六十三号)第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。))を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。)(同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。))により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情

報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

- 3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。
- 6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。
 - 一 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。
 - 二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

（退去等命令）

第十条の二 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又

は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。)から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間(被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物(不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。)の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間)、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(管轄裁判所)

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令(以下「退去等命令」という。)の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(接近禁止命令等の申立て等)

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況(当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。)

二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情

三 第十条第三項の規定による命令(以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。)の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関

して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事

項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（期日の呼出し）

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

- 2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（公示送達の方法）

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（電子情報処理組織による申立て等）

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

- 2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。
- 3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。
- 4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署

名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

- 5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。
- 6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定に

よりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。
- 3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。
- 4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。
- 5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。
- 7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

（退去等命令の再度の申立て）

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除〔令和五年五月法律三〇号〕

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)第一編から第四編までの規定(同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第百十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百三十三条の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第百五十一条第二項及び第二百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書 (期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。)	調書
第百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一条第四項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市町村の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定(同条を除く。)中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手(以下「特定関係者」という。)
	、被害者	、被害者(特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第十条第一項から第四項まで、 第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係者
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。)に違反した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第四条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

附 則〔平成一六年六月二日法律第六四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体

に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があつた場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成一九年七月一日法律第一一三号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第三条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

附 則〔平成二五年七月三日法律第七二号〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正)

2 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の一部を次のように改正する。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

3 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

附 則〔平成二六年四月二三日法律第二八号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

(政令への委任)

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和元年六月二六日法律第四六号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日
- 二・三 〔略〕

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則〔令和四年五月二五日法律第五二号抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 〔前略〕附則〔中略〕第三十八条の規定 公布の日
- 二～四 〔略〕

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。〔令和四年六月一七日法律第六八号抄〕

(罰則の適用等に関する経過措置)

第四百四十一条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改

正法」という。)及びこの法律(以下「刑法等一部改正法等」という。)の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

- 2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑(刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。)に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。)第十二条に規定する懲役(以下「懲役」という。)、旧刑法第十三条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)又は旧刑法第十六条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期(刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期(刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする拘留とする。

(裁判の効力とその執行に関する経過措置)

第四百四十二条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(人の資格に関する経過措置)

第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

- 2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和四年六月一七日法律第六八号抄〕

(施行期日)

- 1 この法律は、刑法等一部改正法〔刑法等の一部を改正する法律＝令和四年六月法律第六七号〕施行日〔令和七年六月一日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

二 〔略〕

附 則〔令和五年五月一九日法律第三〇号〕

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 第二十一条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日〔令和六年三月一日〕

（保護命令事件に係る経過措置）

第二条 この法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「新法」という。）第十条及び第十条の二の規定は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後にされる保護命令の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

2 新法第十一条第二項及び第三項並びに第十二条第一項及び第二項の規定は、施行日以後にされる保護命令の申立てについて適用し、施行日前にされた保護命令の申立てについては、なお従前の例による。

3 新法第十八条第一項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する再度の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた同項に規定する再度の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

（民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間の経過措置）

第三条 新法第十四条の二から第十四条の四までの規定は、民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間は、適用しない。

2 附則第一条第二号に規定する規定の施行の日から民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における新法第二十一条の規定の適用については、同条中「第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第八十七条の二の規定を除く。）を準用する」とする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第四条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の施行の日(以下この条において「刑法施行日」という。)の前日までの間における新法第三十条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

(銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正)

第五条 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法律第六号)の一部を次のように改正する。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第六条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第八条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。〔令和五年六月一四日法律第五三号抄〕

(手続費用額の確定手続に関する経過措置)

第百八十六条 前条の規定による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(第百九十七条及び第百九十八条において「改正後配偶者暴力防止法」という。)第二十一条において準用する民事訴訟法(以下この節において「準用民事訴訟法」という。)第七十一条第二項の規定は、施行日以後に開始される保護命令の申立てに係る事件(以下この節において「改正後保護命令事件」という。)における保護命令に関する手続の費用の負担の額を定める申立てについて、適用する。

(期日の呼出しに関する経過措置)

第百八十七条 準用民事訴訟法第九十四条の規定は、改正後保護命令事件における期日の呼出しについて適用し、施行日前に開始された保護命令の申立てに係る事件(以下この節において「改正前保護命令事件」という。)における期日の呼出しについては、なお従前の例による。

(送達報告書に関する経過措置)

第百八十八条 準用民事訴訟法第百条第二項の規定は、改正後保護命令事件における送達報告書の提出について、適用する。

(公示送達の方法に関する経過措置)

第百八十九条 準用民事訴訟法第百十一条から第百十三条までの規定は、改正後保護命令事件における公示送達について適用し、改正前保護命令事件における公示送達については、なお従前の例による。

(電子情報処理組織による申立て等に関する経過措置)

第百九十条 準用民事訴訟法第一編第七章の規定(準用民事訴訟法第百三十二条の十三の規定を除く。)は、改正後保護命令事件における準用民事訴訟法第百三十二条の十第一項に規定する申立て等について適用し、改正前保護命令事件における第百八十五条の規定による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十四条の四第一項に規定する申立て等については、同条の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

(釈明処分による電磁的記録の提出に関する経過措置)

第百九十一条 準用民事訴訟法第百五十一条第二項の規定は、改正後保護命令事件における釈明処分による電磁的記録の提出について適用し、改正前保護命令事件における釈明処分による電磁的記録の提出については、なお従前の例による。

(口頭弁論調書に関する経過措置)

第百九十二条 準用民事訴訟法第百六十条の規定は、改正後保護命令事件における口頭弁論調書の作成、記録及び口頭弁論の方式に関する規定の遵守に係る証明について適用し、改正前保護命令事件における口頭弁論調書の作成、記載及び口頭弁論の方式に関する規定の遵守に係る証明については、なお従前の例による。

2 準用民事訴訟法第百六十条の二の規定は、改正後保護命令事件における口頭弁論調書の更正について適用し、改正前保護命令事件における口頭弁論調書の更正については、なお従前の例による。

(尋問に代わる書面の提出等に関する経過措置)

第百九十三条 準用民事訴訟法第二百五条第二項及び第二百十五条第二項(準用民事訴訟法第二百十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、改正後保護命令事件における証人の尋問に代わる書面の提出又は鑑定人の書面による意見の陳述に代わる意見の陳述の方式若しくは鑑定の囑託を受けた者による鑑定書の提出について、適用する。

(電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べに関する経過措置)

第百九十四条 準用民事訴訟法第二百三十一条の二第二項及び第二百三十一条の三第二項の規定は、改正後保護命令事件における電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べについて適用し、改正前保護命令事件における電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べについては、なお従前の例による。

（電子決定書の作成に関する経過措置）

第百九十五条 準用民事訴訟法第二百二十二条において準用する準用民事訴訟法第二百五十二条及び第二百五十三条の規定は、改正後保護命令事件における電子決定書の作成について適用し、改正前保護命令事件における決定書の作成については、なお従前の例による。

（申立ての取下げが口頭でされた場合における期日の電子調書の記録に関する経過措置）

第百九十六条 準用民事訴訟法第二百六十一条第四項の規定は、改正後保護命令事件における申立ての取下げが口頭でされた場合における期日の電子調書の記録について適用し、改正前保護命令事件における申立ての取下げが口頭でされた場合における期日の調書の記載については、なお従前の例による。

（事件に関する事項の証明に関する経過措置）

第百九十七条 改正後配偶者暴力防止法第十九条の三の規定は、改正後保護命令事件に関する事項の証明について適用し、改正前保護命令事件に関する事項の証明については、なお従前の例による。

（接近禁止命令等の申立て等に関する経過措置）

第百九十八条 第二号施行日から施行日の前日までの間における改正後配偶者暴力防止法第十二条第三項の規定の適用については、同項中「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」とあるのは「記載した書面」と、「第五十三条第一項又は第五十九条第三項」とあるのは「第五十三条第一項」とする。

（罰則に関する経過措置）

第三百八十七条 この法律（附則第二号及び第三号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三百八十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第三百八十九条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の民事執行法その他の法律の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則〔令和五年六月一四日法律第五三号〕

この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 〔前略〕第三百八十八条の規定 公布の日
- 二 〔前略〕第百八十五条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二条第三項の改正規定、第百九十八条の規定並びに第三百八十七条の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日
- 三 〔略〕

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

〔令和四年五月二十五日号外法律第五十二号〕

目次

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等(第七条・第八条)

第三章 女性相談支援センターによる支援等(第九条—第十五条)

第四章 雑則(第十六条—第二十二条) 第五章 罰則(第二十三条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。)をいう。

(基本理念)

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

(関連施策の活用)

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

(緊密な連携)

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に規定する福祉に関する事務所をいう。)、児童相談所、児童福祉施設(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。)、保健所、医療機関、職業紹介機関(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第百三十二号)第二条に規定する職業紹介機関をいう。)、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。)、配偶者暴力相談支援センター(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。))その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項

二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
 - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等

(女性相談支援センター)

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

- 2 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)は、女性相談支援センターを設置することができる。
- 3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 困難な問題を抱える女性(困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあつては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
 - 四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。
- 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。
- 6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
- 7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省

令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

- 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
- 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

（女性相談支援センターの所長による報告等）

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であつて配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めたときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

（女性相談支援員）

- 第十一条 都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項（第四号から第六号までを除く。）並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。
- 2 市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二条第二項第二号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。
 - 3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

（女性自立支援施設）

- 第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。
- 2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。
 - 3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われ

るものとする。

（民間の団体との協働による支援）

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

（民生委員等の協力）

第十四条 民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

（支援調整会議）

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

(教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、自己がかけがえのない個人であることについての意識の涵(かん)養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用(女性相談支援センターを設置する指定都市にあつては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。

一 女性相談支援センターに要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護(同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用(前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。)の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの(女性相談支援センターを設置する指定都市にあつては、同項第三号に掲げるものに限る。)

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十六号)の公布の日のいずれか遅い日

三 附則第三十五条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の公布の日のいずれか遅い日

四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)の公布の日のいずれか遅い日

(検討)

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(準備行為)

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

(売春防止法の一部改正)

第四条 売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

補導処分に付された者に係る措置)

第五条 政府は、前条の規定による改正前の売春防止法(以下「旧売春防止法」という。)第十七条の規定により補導処分に付された者であつて、施行日前に婦人補導院(附則第十条の規定による廃止前の婦人補導院法(昭和三十三年法律第十七号。附則第十一条において「旧婦人補導院法」という。)第一条第一項に規定する婦人補導院をいう。以下同じ。)から退院し、又は旧売春防止法第三十条の規定により補導処分の執行を受け終わったものとされた者以外のものが、施行日以後において必要に応じてこの法律に基づく支援を受けることができるよう、その者に対する当該支援に関する情報の提供、関係機関の連携を図るための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

第六条 前条の者であつて施行日前に婦人補導院に収容されたものについては、この法律の施行の時に於いて刑の執行猶予の期間を経過したものとみなす。

2 旧売春防止法第五条の罪と他の罪とにつき懲役又は禁錮に処せられ、旧売春防止法第十七条の規定により補導処分に付された者については、刑法(明治四十年法律第四十五号)第五十四条第一項の規定により旧売春防止法第五条の罪の刑によって処断された場合を除き、前項の規定を適用しない。

第七条 施行日前に婦人補導院から退院した者及び旧売春防止法第三十条の規定により補導処分の執行を受け終わったものとされた者に係る更生緊急保護(更生保護法(平成十九年法律第八十八号)第八十五条第一項に規定する更生緊急保護をいう。次項において同じ。)及び刑執行

終了者等に対する援助(刑法等の一部を改正する法律第六条の規定による改正後の更生保護法第八十八条の二に規定する援助をいう。同項において同じ。)については、なお従前の例による。ただし、更生保護法第八十六条第三項の規定は、適用しない。

- 2 前条第一項に規定する者に係る更生緊急保護及び刑執行終了者等に対する援助については、前項に規定する者の例による。

(婦人相談所に関する経過措置等)

第八条 この法律の施行の際現に存する旧売春防止法第三十四条第一項に規定する婦人相談所は、女性相談支援センターとみなす。この場合において、この法律の施行の際現に行われている同条第三項第三号の一時保護及びその委託は、第九条第七項の規定により行われる同条第三項第二号の一時保護及びその委託とみなす。

- 2 この法律の施行後に行われる女性相談支援員の任用に当たっては、この法律の施行の際現に旧売春防止法第三十五条第一項又は第二項の規定により婦人相談員を委嘱されている者については、第十一条第三項に規定する人材として、その登用に特に配慮しなければならない。
- 3 この法律の施行の際現に存する旧売春防止法第三十六条に規定する婦人保護施設は、女性自立支援施設とみなす。この場合において、この法律の施行の際現に行われている同条の收容保護及びその委託は、第十二条第二項の規定により行われる自立支援及びその委託とみなす。

(旧売春防止法に規定する費用に関する経過措置)

第九条 施行日前に行われ、又は行われるべきであった旧売春防止法第三十八条に規定する費用についての都道府県及び市の支弁並びに国の負担及び補助並びに旧売春防止法第三十九条に規定する費用についての都道府県の補助については、なお従前の例による。

(婦人補導院法の廃止)

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(地方自治法の一部改正)

第十二条 地方自治法の一部を次のように改正する。

(児童福祉法の一部改正)

第十三条 児童福祉法の一部を次のように改正する。

(地方財政法及びストーカー行為等の規制等に関する法律の一部改正)

第十四条 次に掲げる法律の規定中「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改める。

- 一 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)第十条第十号
- 二 ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成十二年法律第八十一号)第九条第一項

(公職選挙法及び日本国憲法の改正手続に関する法律の一部改正)

第十五条 次に掲げる法律の規定中「、少年鑑別所若しくは婦人補導院」を「若しくは少年鑑別所」に改める。

- 一 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第四十八条の二第一項第三号
- 二 日本国憲法の改正手続に関する法律(平成十九年法律第五十一号)第六十条第一項第三号

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正)

第十六条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)の一部を次のように改正する。

(電波法の一部改正)

第十七条 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

(社会福祉法の一部改正)

第十八条 社会福祉法の一部を次のように改正する。

(出入国管理及び難民認定法の一部改正)

第十九条 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。

(麻薬及び向精神薬取締法等の一部改正)

第二十条 次に掲げる法律の規定中「、少年鑑別所及び婦人補導院」を「及び少年鑑別所」に改める。

- 一 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第五十八条の五
- 二 矯正医官の兼業の特例等に関する法律(平成二十七年法律第六十二号)第二条第一号
- 三 再犯の防止等の推進に関する法律(平成二十八年法律第百四号)第三条第二項

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第二十一条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

(矯正医官修学資金貸与法の一部改正)

第二十二条 矯正医官修学資金貸与法(昭和三十六年法律第二十三号)の一部を次のように改正する。

(激甚(じん)災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正)

第二十三条 激甚(じん)災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。

(母子及び父子並びに寡婦福祉法の一部改正)

第二十四条 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)の一部を次のように改正する。

(児童手当法の一部改正)

第二十五条 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

(行政手続法及び行政不服審査法の一部改正)

第二十六条 次に掲げる法律の規定中「、少年鑑別所又は婦人補導院」を「又は少年鑑別所」に改める。

一 行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三条第一項第八号

二 行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第七条第一項第九号

(更生保護事業法の一部改正)

第二十七条 更生保護事業法の一部を次のように改正する。

(更生保護事業法の一部改正に伴う経過措置)

第二十八条 施行日前に婦人補導院に収容された者については、施行日以後は、更生保護事業法第二条第五項に規定する被保護者とみなす。

(児童虐待の防止等に関する法律の一部改正)

第二十九条 児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正)

第三十条 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を次のように改正する。

(更生保護法の一部改正)

第三十一条 更生保護法の一部を次のように改正する。

(更生保護法の一部改正に伴う調整規定)

第三十二条 施行日が刑法等の一部を改正する法律附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日

以後である場合には、前条のうち更生保護法第十六条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする改正規定中「第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号」とあるのは、「第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号」とする。

（平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の一部改正）

第三十三条 平成二十三年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）の一部を次のように改正する。

（児童福祉法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三十四条 児童福祉法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

（刑法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三十五条 刑法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部改正）

第三十六条 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部を次のように改正する。

（法務省設置法の一部改正）

第三十七条 法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）の一部を次のように改正する。

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和四年六月一五日法律第六六号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。〔後略〕

（罰則に関する経過措置）

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。〔令和四年六月一七日法律第六八号抄〕

（罰則の適用等に関する経過措置）

第四百四十一条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）及びこの法律（以下「刑法等一部改正法等」という。）の施行前にした行為の処罰

については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

- 2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑(刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。)に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。)第十二条に規定する懲役(以下「懲役」という。)、旧刑法第十三条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)又は旧刑法第十六条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期(刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期(刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする拘留とする。

(裁判の効力とその執行に関する経過措置)

第四百四十二条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(人の資格に関する経過措置)

第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

- 2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則〔令和四年六月一七日法律第六八号抄〕

(施行期日)

- 1 この法律は、刑法等一部改正法〔刑法等の一部を改正する法律＝令和四年六月法律第六七号〕施行日〔令和七年六月一日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

二 〔略〕

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

〔令和五年六月二十三日号外法律第六十八号〕

（目的）

第一条 この法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵(かん)養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「性的指向」とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。

2 この法律において「ジェンダーアイデンティティ」とは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。

（基本理念）

第三条 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない。

（国の役割）

第四条 国は、前条に定める基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

（地方公共団体の役割）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

（事業主等の努力）

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその雇用する労働者の理解の増進に関し、普及啓発、就業環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該労働者の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。以下同じ。)の設置者は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェ

ンダーアイデンティティの多様性に関するその設置する学校の児童、生徒又は学生（以下この項及び第十条第三項において「児童等」という。）の理解の増進に関し、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該学校の児童等の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（施策の実施の状況の公表）

第七条 政府は、毎年一回、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の実施の状況を公表しなければならない。

（基本計画）

第八条 政府は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画（以下この条において「基本計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 基本計画は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解を増進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本計画を公表しなければならない。
- 5 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。
- 6 政府は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね三年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 7 第三項から第五項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

（学術研究等）

第九条 国は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する学術研究その他の性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の策定に必要な研究を推進するものとする。

（知識の着実な普及等）

第十条 国及び地方公共団体は、前条の研究の進捗状況を踏まえつつ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めることができるよう、心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する知識の着実な普及、各般の問題に対応するための相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

- 2 事業主は、その雇用する労働者に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるための情報の提供、研修の実施、普及啓発、就業環境に関する相談体制の整

備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の児童等に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議）

第十一条 政府は、内閣官房、内閣府、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省その他の関係行政機関の職員をもって構成する性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議を設け、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

（措置の実施等に当たっての留意）

第十二条 この法律に定める措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意するものとする。
この場合において、政府は、その運用に必要な指針を策定するものとする。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（検討）

第二条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

（内閣府設置法の一部改正）

第三条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

串間市男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 基本理念(第3条)

第3章 市の責務等(第4条—第8条)

第4章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等(第9条—第16条)

第5章 串間市男女共同参画審議会(第17条)

第6章 補則(第18条)

附則

男女が個人として尊重され、対等な構成員として、あらゆる分野における活動に参画することができる社会を実現することは、私たち市民の共通の願いである。

これまで個人の尊厳及び人権の尊重のため男女平等の推進その他のさまざまな取組を進めてきたが、性別による固定的な役割分担等を反映した社会通念や慣行などが存在しており、真の男女平等には至っていない状況にある。

このような状況の中、男女が互いにその人権を尊重し、社会のあらゆる分野に共に参画し、その個性と能力を十分に発揮することができ、かつ、喜びと責任を分かち合うことができる男女共同参画社会を実現することが求められている。

ここに、すべての者が連携、協力し、社会のあらゆる場において男女共同参画社会を推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成の促進に当たって、基本理念を定め、市、市民、事業者及び民間団体の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に居住又は滞在する者をいう。

- (4) 事業者 市内において、事業や活動を行う個人、法人その他の団体をいう。
- (5) 民間団体 市民によって組織された団体をいう。

第2章 基本理念

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる理念を基本として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、様々な分野における意思の形成及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、育児、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすること。
- (5) 男女が、お互いの性を尊重するとともに、その身体の特徴についての理解を深め、生涯にわたり共に心身の健康な生活を営むことができるように配慮されること。
- (6) 国際社会における男女共同参画に関する取組を勘案し、その動向に配慮すること。

第3章 市の責務等

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、これを実施する責務を有する。

- 2 市は、施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。
- 3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たっては、国及び他の地方公共団体との連携に努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に取り組むよう努めなければならない。

2 事業者は、男女が職場における活動に対等に参画する機会の確保に努めるとともに、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（民間団体の責務）

第7条 民間団体は、基本理念にのっとり、その運営又は活動に関する方針の立案及び決定に、男女が平等に参画できる体制その他男女が平等に能力を発揮できる環境を整備するよう努めなければならない。

2 民間団体は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（性別による権利侵害の禁止）

第8条 何人も、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為を行ってはならない。

（1）性別による差別的取扱い

（2）性的いやがらせ（性的な言動により相手方を不快にさせること及び性的な言動を受けた相手方の対応によって不利益を与えることをいう。）

（3）配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他これに類する事情にある者を含む。）に対する暴力その他の身体的又は精神的な苦痛を与える行為

第4章 男女共同参画の推進に関する基本的施策等

（男女共同参画計画の策定等）

第9条 市長は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項に規定する男女共同参画計画（以下「基本計画」という。）を定めるに当たっては、市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、串間市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

2 前項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（附属機関への共同参画の機会の確保）

第10条 市長は、審議会その他の附属機関の委員を委嘱し、又は任命する場合には、男女の数の均衡に配慮するよう努めるものとする。

（市民等の理解を深めるための措置）

第 11 条 市は、男女共同参画の推進に関する市民、事業者及び民間団体（以下「市民等」という。）の理解を深めるため、広報活動、情報の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

（教育及び学習の推進）

第 12 条 市は、学校教育、社会教育その他の教育の機会を通じて、市民等が男女共同参画に関する理解を深めることができるよう必要な措置を講ずるものとする。

（推進体制の整備）

第 13 条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制の整備を図るよう努めるものとする。

（相談及び苦情の処理）

第 14 条 市長は、第8条各号に掲げる行為その他の男女共同参画の推進を妨げる行為に関し、市民等から相談があった場合は、関係機関と連携して、当該相談を適切に処理するものとする。

2 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民等から苦情の申出があった場合には、適切に処理するよう努めるものとする。

3 市長は、前項の申出を処理するに当たって、必要があると認めるときは、串間市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

（調査研究）

第 15 条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、効果的に実施するため、男女共同参画に関する事項について情報の収集、調査及び研究を行うものとする。

（男女共同参画の推進に向けた支援）

第 16 条 市は、市民等が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

第5章 串間市男女共同参画審議会

（審議会）

第 17 条 男女共同参画の円滑な推進を図るため、串間市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議する。

（1）第9条に規定する基本計画に関する事項

（2）第 14 条第3項に規定する苦情の処理に関する事項

（3）前2号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する基本的な事項及び重要な事項

3 審議会は、委員 12 人以内をもって組織する。

4 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 補則

(委任)

第 18 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

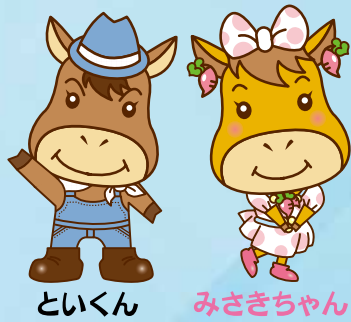
この条例は、平成 18 年4月1日から施行する。

用語解説

用 語	解 説
アンコンシャスバイアス	経験や文化、社会的な影響によって形成された、無意識のうちに持っている偏見や思い込みのこと。
一般事業主行動計画(女性活躍推進法)	企業が、子育てをしている労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備などの取組を行うために策定する計画。常時雇用する労働者が 101 人以上の企業に策定が義務づけられ、その他の企業は努力義務となっている。
イノベーション	新しい技術やアイデアを用いて新たな価値を創造し、社会に大きな変化をもたらすこと。
LGBT	女性の同性愛(Lesbian)、男性の同性愛(Gay)、両性愛(Bisexual)、性別にとらわれない在り方を持つ人(Transgender)の頭文字を取った総称。
SNS(ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス)	友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのこと。
M字カーブ	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30 歳代を谷とし、20 歳代後半と 40 歳代後半が山になるアルファベットの M のような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。なお、国際的に見ると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下は見られない。
エンパワーメント	力をつけること。また、自ら主体的に行動することによって状況を変えていこうとする考え方のこと。
キャリア教育	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。
クオータ制(割当制)	積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の手法の一つであり、人種や性別などを基準に一定の人数や比率を割り当てる制度のこと。
合計特殊出生率	一人の女性が生涯に産む子どもの平均数を示す指標であり、具体的には、15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したものである。
固定的性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。
ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。 人間には生まれつきの生物学的性別(セックス／ sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー／ gender)という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。
ジェンダーギャップ指数	世界経済フォーラム(WEF)が毎年発表している指標で、各国の男女間の格差を測定するもの。この指数は、経済、教育、健康、政治の 4 つの分野における男女の平等度を評価し、0 から 1 の間でスコアを付けられ、1 に近いほど男女の格差が小さいことを示している。
周産期	妊娠 22 週から出生後 7 日未満のことをいう。周産期医療とは周産期に関する医療であり、周産期母子医療センターの整備等により、母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療及び高度な新生児医療等の提供を推進している。

用 語	解 説
女性に対する暴力をなくす運動	毎年11月12日から25日(女性に対する暴力撤廃国際日)までの2週間を運動期間とし、社会の意識啓発など、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化するとともに、女性の人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることを目的として実施するもの。 平成13年6月5日、国の男女共同参画推進本部において決定された。
ジョブ・ローテーション	職員が様々な職務を経験し、幅広い業務知識や技能を習得する機会を確保するために、定期的に職員の配置換えを行っていくこと。
人権週間・人権啓発強調月間	1948年(昭和23年)12月10日、国際連合の第3回総会において、世界の全ての人々と国々とは達成すべき共通の基準として、「世界人権宣言」が採択された。これを記念して、我が国では毎年12月4日から10日までの1週間を「人権週間」と定めており、この週間中に、全国各地において集中的な人権啓発活動が行われる。 また、本県では、8月を「人権啓発強調月間」と定め、人権の大切さについて考えるきっかけとなるような様々な取組を行っている。
ストーカー行為	特定の者に対し、一方的に好意の感情や関心を抱き、執念深くつきまとい、相手に迷惑や攻撃や被害を与える行為を繰り返すこと。
性的指向	性的指向とは、人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指す。
セクシュアルハラスメント	性的嫌がらせ。相手の意に反した性的な性質の言動で、当該者の生活環境を害して不快な思いをさせること。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂の流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など、様々な態様のものが含まれる。
ダイバーシティ	「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。
男女共同参画週間	男女共同参画社会基本法(平成11年6月23日法律第78号)の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるため、平成13年度から毎年6月23日から6月29日までの1週間を「男女共同参画週間」とし、各種行事等を全国的に実施している。
デートDV	恋人や交際相手などの親密な関係にある者から振るわれる暴力。
DV(ドメスティックバイオレンス)	配偶者や恋人など親密な関係にある又はあった人から振るわれる暴力。身体的、精神的、性的、経済的暴力などがある。
農山漁村女性の日	農林水産省の提唱により、農山漁村女性の役割を正しく認識し、女性の能力の一層の活用を促進することを目的として3月10日を「農山漁村女性の日」として制定した。
フレックスタイム制度	1か月以内の一定期間(清算期間)における総労働時間をあらかじめ定めておき、労働者はその枠内で各日の始業及び終業の時刻を自主的に決定し働く制度のこと。
放課後児童クラブ	労働などの事情により昼間保護者が家庭にいない小学生の児童に対し、放課後や長期休暇中、保護者に代わって保育を行う制度。
ポジティブ・アクション(積極的改善措置)	様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの。 例えば、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されている。 男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれている。
メディア・リテラシー	メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。

用 語	解 説
リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)	リプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康)とは、平成6年(1994 年)の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成7年(1995 年)の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と(活動)過程の全ての側面において、単に疾病、障がいがないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。 また、リプロダクティブ・ライツ(性と生殖に関する権利)は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時期を責任を持って自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。 なお、妊娠中絶については、「望まない妊娠の防止は常に最優先課題とし、妊娠中絶の必要性をなくすためにあらゆる努力がなされなければならない。」とされている。定義の詳細については、第4回世界女性会議 行動綱領(1995)のパラグラフ 94、95、106(k)を参照。 URL:http://www.gender.go.jp/international/int_norm/int_4th_kodo/index.html
レッドリボンツリー	エイズ(HIV/AIDS)に対する理解と支援を象徴する「レッドリボン」を飾ったツリーのこと。毎年12月1日の「世界エイズデー」に合わせて、エイズに対する認識を高め、偏見や差別をなくすための啓発活動の一環として設置される。
6次産業化	農林水産業・農山漁村と2次産業・3次産業を融合・連携させることにより、農林水産物を始めとする農山漁村の多様な「資源」を利活用し、新たな付加価値を生み出す地域ビジネスや新産業を創出すること。
ロールモデル	将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際に参考とする役割モデル。
ワーク・ライフ・バランス	老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。このことは、「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらし、多様性に富んだ活力ある社会を創出する基盤として極めて重要である。



といくん

みさきちゃん